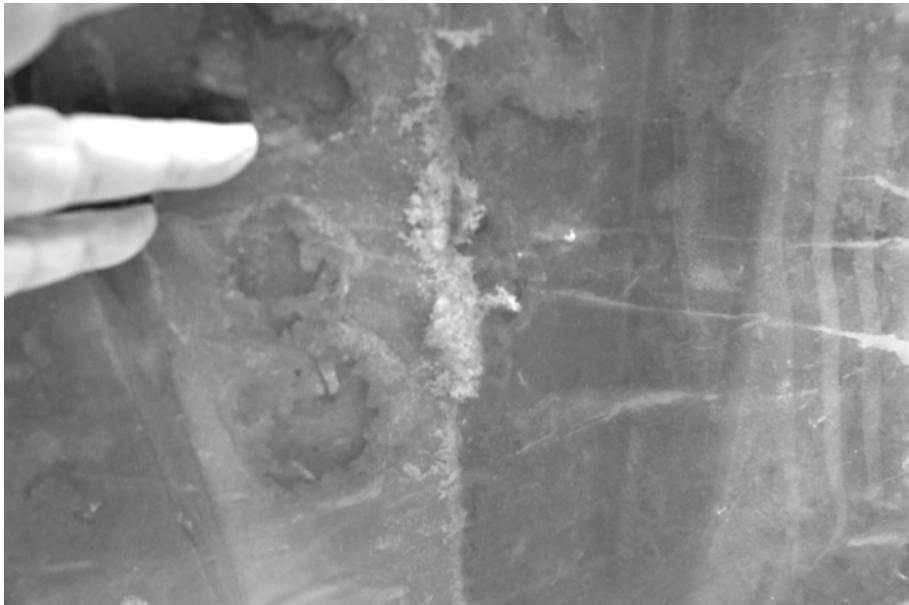


関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2012. 12.10発行〈通巻第428号〉400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



特集／被ばく労働対策

- 被ばく労働者に安全と権利を!
被ばく労働を考えるネットワークが発足 2
- 放射線被ばく労働対策の抜本的な強化が必要
福島第一原発事故収束作業で明らかになる現行法令の矛盾 6
- 石綿肺療養中の自殺 労災不支給を取り消す 岡山地裁判決 19
- 作業服ばく露で妻が石綿肺がん
クボタとクボニ運送相手に損害賠償訴訟提訴 25
- それぞれのアスベスト禍 その26 古川和子 27
- 第二の外国人研修生となるか? EPA看護師・介護福祉士候補生 29
- 韓国からのニュース 32
- 前線から 35
- はつりじん肺訴訟第16回弁論期日報告 大阪/
大林組またも事業主証明拒否 大阪
- 年末カンパのお願い 37

10-11月の新聞記事から／38

表紙／軒下の劣化した吹付け石綿(青石綿)

2012年11月21日大阪府立金岡高校(24頁新聞記事参照)

'12 11・12

被ばく労働者に安全と権利を！ 被ばく労働を考えるネットワークが発足

福島第一原発事故処理作業や除染作業に従事する労働者の被曝問題に対応するためのネットワークがスタートした(<http://www.hibakurodo.net/>)。

11月9日、東京・亀戸のカメリアプラザで開かれた設立集会には約300名が詰めかけ、会場に入りきれない人であふれた。

環境省が業者に支払っていた除染作業にかかる危険手当が下請構造の中でピンハネされ、労働者に対して、手当として全く支払われないか大幅に減額して支払われていた問題が明らかになったことで、事故処理・除染労働者の賃金などの労働条件が不当に低められていることに社会的関心が集まっている。

原発職場における重層下請構造は、同様に大手ゼネコンを頂点とする建設業界のそれと同一であるとともに、原子力事業者としての電力会社が絡むことで、さらに複雑かつ安全衛生管理責任の所在がわかりにくくなっている。

また、下請け会社が、線量計を鉛で遮蔽し被ばく線量を少なくしていた事件が

発覚し、同社などの偽装請負を厚労省が認定、指導する事態に発展している。

福島原発の廃炉作業はこのさき何十年も続く。発電所内外の除染作業も同様だ。労働者被ばくによる健康障害も発生してくるだろう。

現場労働者が権利抑圧的な労働現場において健康に働き続けるため、「被ばく労働を考えるネットワーク」の役割が注目される。

集会は飯田勝泰東京労働安全衛生センター事務局長の進行ではじまり、まず、呼びかけ人を代表して、フォトジャーナリストの樋口健二氏と元運輸一般原発分会分会長の斉藤征二氏がネットワーク発足の意義を



斉藤征二氏（左）と樋口健二氏（右）

福島第一で偽装請負認定

厚労省指導へ「被曝隠し」8社

東京電力福島第一原発で鉛カバリーを使った「被曝隠し」が行われた工事の下請け会社8社について、厚生労働省は、違法な「偽装請負」の状態で作業員を働かせていたとして是正指導する方針を固めた。東電とグループ会社の東京エネシスには改善を要請した。

原発事故の収束工事に絡み、東電を頂点に元請けから下請けが連なる構造を認定し、複数業者を指導するのは初めて。作業員は被曝隠しを拒みにくい立場にあったとみて東電やエネシスに監視強化を求めた。被曝隠しがあった昨年12月1日の配管工事は東電が発注し、福島県の建設会社ビルドアップを通じて子会社だったアクセス青森が請

け負った。鉛カバリーで線量を覆うよう指示したビルド元役員（アクセス社長）を含む12人が工事を担当。アクセスは請負契約なのに他社から10人を受け入れて直接指示していた。厚労省は労働者派遣法で禁じる建設業務への派遣や職業安定法違反にあたるかと判断し、ビルドとアクセス、その他6社を是正指導する。実際は派遣なのに請負契



約を装う「偽装請負」は人を集めやすいため業者には都合がいいが、雇用責任はあいまいで賃金を中抜きされやすいと指摘される。厚労省は2月、原発工事で偽装請負が広がっている恐れがあるとして改善を促

2012年12月9日 朝日新聞

熱く語った。
「今日は感無量です。胸がいっぱいです。みなさんが被ばく問題に立ち上がってくれたことに感謝する。」(樋口氏)
「人がたくさんいる、人海戦術でやらない

と成り立っていない、これが原発です。若い人たちが被ばくを受けてやっていく。原発は一刻も早く止めていかなければならない。」(斉藤氏)
また、呼びかけ人の一人ルポライター鎌

田慧氏からは「・・本日結成される「被ばく労働を考えるネットワーク」は、原発関連労働者の生命と健康を守るための重要な闘争と救済の組織となるでしょう。原発関連労働者への被ばく手帳の交付、休業補償、厚生年金などの制度の確立が必要です。危険労働を押しつけられている労働者の救済と失業対策は、ますます重要な闘いとなるでしょう。このネットワークの結成を喜び、か

つ期待しています。」とのメッセージを寄せた。

さらに、いわき自由労働組合の桂武氏が最近の除染労働者の状況を報告、神奈川県労働職業病センターの川本浩之氏がネットワークの今後の運動についての問題提起を行った。

そして最後に、いわきにおける拠点作り、そのためのカンパが呼びかけられた。

「被ばく労働を考えるネットワーク」への参加・賛同を！！

■こんなことを、さまざまな人たちと一緒に取り組みたいと思います。

労働現場における被ばく問題に関する情報を共有し、意見交換を行う。

原発労働者および被ばく問題に直面する様々な労働者に対し、自主的な安全点検や労働相談などの支援を行う。

被ばく労働問題を通じ、福島とそれ以外の労働者の交流を行う。

政府・自治体・事業者・雇用業者に対する共同の取り組みを行う。

学習会やシンポジウムを開催し、被ばく労働問題の社会化を進める。

【賛同金送り先】

郵便振替口座：00170-3-433582

口座名：被ばく労働を考えるネットワーク

(〇一九＝ゼロイチキュウ 当座0433582)

郵便振替用紙に以下の記載をお願いします。

被ばく労働を考えるネットワークに賛同します。

賛同金 口数（賛同費は一口、個人1,000円、団体3,000円です。カンパもぜひ!!）

お名前・所属（あれば）など/ご住所/メールアドレス

ひとことメッセージ

▼3.11 震災以降、福島第一原発では見通しの立たない収束作業が続けられており、被ばく労働問題は深刻です。不足する労働者は全国各地から集められていますが、安全対策も不十分なままです。

とりわけ、非正規・下請け労働者の権利は守られていません。雇用関係や安全管理の曖昧な重層的下請構造は放置されたままです。下請け企業による被ばく線量隠しの実態も明らかになりました。事業者である東京電力、対策に当たっている政府に任せきりでは、労

働者の安全と命を守ることができません。

▼さらに、原発事故で飛散した放射能により、下水処理場、清掃工場、港湾、運送、鉄道などの様々な労働現場で、労働者の被ばくが深刻な問題になっています。

除染作業には、被災により生活が困窮している福島の人々が多く動員されています。しかし、線量の管理や装備の問題などの面で、住民の被ばくの拡大が懸念されています。

すでに「全ての労働が被ばく労働である」と言える状況になっているのです。

▼今後、被ばくに関連した労働・健康問題が各地で多く起こることになるでしょう。5年、10年といった時間を経て、それが大きな社会問題になることも避けられません。今こそ、働く人びとの命と安全を守るための長期的な運動が、社会的に求められています。労働者のみならず、家族や地域住民に対する、生活・労働両面からの対応が必要です。

▼私たちは、被ばく労働の問題を広い視点からとらえなおし、情報を分析・共有し、福島現地の人びとや当該の人びとと協力しながら、現地での労働・生活相談、医療相談活動や、被ばく労働に関わる省庁交渉、対企業申し入れ、宣伝活動、学習会や交流集会など、さまざまな活動に取り組んでいきたいと準備しています。さまざまな分野で活動されている方、また専門的な分野で活動されている方の力を結集することが必要です。

▼こうした状況の中で、共同で取り組む連絡組織として、私たちは正式に「被ばく労働を考えるネットワーク」を設立して活動を開始します。

この問題に関心を寄せられる多くの方がたの、参加・賛同と協力を呼びかけます。

■呼びかけ人 (2012年10月5日現在)

天野恵一 (福島原発事故緊急会議) / 石丸小四郎 (福島県双葉地区原発反対同盟) / 指宿昭一 (弁護士) / 岩下雅裕 (立川自衛隊監視テント村) / 宇都宮健児 (反貧困ネットワーク代表) / 遠藤一郎 (全労協原発プロジェクト) / 小倉利丸 (JCA-NET代表・福島原発事故緊急会議情報共同デスク) / 桂武 (全国一般いわき自由労働組合) / 鎌田慧 (作家) / 川本浩之 (よこはまシティユニオン書記次長) / 北島教行 (フリーター全般労働組合) / 小番伊佐夫 (三一書房労働組合) / 斉藤征二 (原発下請労組「全日本運輸一般労働組合原子力発電所分会」元分会長) / 斎藤竜太 (医師、神奈川労災職業病センター理事長) / 佐々木敏彦 (原発核燃とめようかい) / 佐藤隆 (全国一般ふくしま連帯ユニオン) / 嶋橋美智子 (『息子はなぜ白血病で死んだのか』著者) / 新孝一 (福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト) / 須田光照 (全国一般東京東部労組) / 田宮高紀 (全統一労働組合) / 中村光男 (全国日雇労働組合協議会) / 中村泰子 (たんぼ舎) / なすび (山谷労働者福祉会館) / 西野方庸 (関西労働者安全センター) / 樋口健二 (写真家) / 平井玄 (福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト) / 平野敏夫 (東京労働安全衛生センター代表理事) / 福島和夫 (原発核燃とめようかい) / 藤田祐幸 (長崎県立大学シーポルト校) / 古澤俊雄 (全国一般東京東部労組) / 宗形修一 (全国一般ふくしま連帯ユニオン) / 柳田真 (たんぼ舎) / 山口素明 (フリーター全般労働組合) / 山田真 (小児科医) / 渡辺美紀子 (原子力資料情報室)

【連絡先】

被ばく労働を考えるネットワーク

〒111 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付

電話： 090-6477-9358 (中村) e-mail: info@hibakurodo.net

放射線被ばく労働対策の 抜本的な強化が必要

福島第一原発事故収束作業で明らかになる 現行法令の矛盾

初期からは改善したが
依然として多い個人被ばく線量

この12月3日、東京電力は「福島第一原子力発電所従事者の被ばく線量の全体概況について」を公表した。これによると、「全体的な状況から発電所の線量状況は改善してきている。」とし、「大半の作業者の被ばく線量は線量限度に対し大きく余裕のある状態で解除されており、その後も放射線作業に従事可能なレベル。」としている。

まず、震災以降の作業者の被ばく状況について、ほとんどの作業者は、5年の限度である100mSvに対し大きな余裕があるとし、さらに、緊急作業の被ばく限度を250mSvに引き上げていた事故発生後より昨年12月16日の後の、Step II以降では年限度の50mSvに対しても大きな余裕があるとしている。そして作業ごと特性に即した配慮は必要だが、平均的には被ばく線量は抑制し得る状況とまとめている。

たしかに3月11日以後半年の累積総被ばく線量は、その年の10月末までで、約21万

人・mSvであり、今年11月末時点での累積総被ばく線量は約29万人・mSv（いずれも東電発表のデータから平均被ばく線量×人数で推計した。）となっており、最初の8カ月が全体の7割強を占めるものとなっている。平常時に比べると何ヶタも大きい被ばく環境であったことに比べると、現在の状況は大きく改善したとみてよいだろう。

しかしそれでも、一番新しいデータをみると外部被ばく線量で1か月の被ばく線量が10mSvを超えている作業員数は9月で27人、10月で20人となっている。平常時の原子力施設における放射線業務従事者の年あたりの被ばく線量が、8割の作業員が1mSv未満であり、20～25mSvが7人であると考えられると、やはりこれは異常な状況が続いていると見なければならぬだろう。放射線被ばくの法令で定めている限度は、あくまでも最後の砦としての限度なのであり、これを大きく下回っているから大丈夫という性質のものでない。総被ばく線量をどう引き下げるのが最優先課題であることに変わりはない。

表1 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（東京電力が11月30日に公表したもの）
福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業員の9月末（H23.3.11～H24.9.30）と10月末（H23.3.11～H24.10.31）の累積線量分布の比較

区分 (mSv)	H23.3～H24.9月			H23.3～H24.10月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
250超え	6	0	6	6	0	6	0	0	0
200超え～250以下	1	2	3	1	2	3	0	0	0
150超え～200以下	22	2	24	22	2	24	0	0	0
100超え～150以下	117	17	134	117	17	134	0	0	0
50超え～100以下	500	444	944	504	461	965	4	17	21
20超え～50以下	602	2,868	3,470	604	2,929	3,533	2	61	63
10超え～20以下	489	3,086	3,575	493	3,122	3,615	4	36	40
10以下	1,821	14,139	15,960	1,857	14,438	16,295	36	299	335
計	3,558	20,558	24,116	3,604	20,971	24,575	46	413	459
最大 (mSv)	678.80	238.42	678.80	678.80	238.42	678.80	-	-	-
平均 (mSv)	24.78	9.63	11.86	24.59	9.66	11.85	-	-	-

※外部線量の数値は入域毎のAPD値の積算値を用いているが、積算型線量計による月間線量値へ置き換え

ること等により変動することがある

※H23. 10月以降、有意な内部取り込みは認められていない

問題点を象徴的に表わしている 被ばく線量隠ぺい事件

福島第一原発事故の収束、復旧作業に従事する作業員の被ばく問題については、これまでに経験のない被ばく状況があるうえに、もともと被ばく規制を定めた法令上の矛盾が重なり、さらに建設業等における重層下請構造がもたらす問題が追い打ちをかけていることがいろいろな場面で指摘されてきた。それらの問題が象徴的に表れたのが、7月23日に発覚した被ばく線量隠ぺい事件ということができる。

事件は下請会社の役員である現場責任者が、一緒に働く作業員とともに警報付線量計（APD）を鉛板でカバーして、作業中の線量値を低く測定されるよう偽装したというものだった。この「ビルドアップ」という

下請会社の役員は、鉛板でカバーをするというアイデアを他の作業員に提案し、賛同した作業員4名とともに昨年の12月1日の作業で実際に3mm厚の鉛板を加工したカバーを取り付け、作業をしたという。

当然、被ばく線量の測定、記録等を義務付けた電離放射線障害防止規則（以下「電離規則」という。）第8条、第9条等に違反し、根拠条文である労働安全衛生法第22条で事業者が義務付けた「放射線による健康障害を防止するための措置」に違反する。そして、この罰則が適用されるべき事業者とは誰かである。

問題となった作業は、原子炉を設置している事業者としての東京電力が、福島第一原発での復旧作業の一つとして関連会社の東京エネシスに発注した工事の一部である。受注した東京エネシスは、自らが直接雇用する労働者にすべての作業を行わせるの

ではなく、さらに下請会社に部分ごとに発注し、その一部をビルドアップ社に請け負わせたということとなる。

労働安全衛生法とこれにもとづく省令である電離則は、義務を負わせる主体として各条文で規定しているのは「事業者」だ。で、事業者とは何かというと、いうまでもなく労働安全衛生法第2条第3号で規定する「事業を行う者で、労働者を使用するもの」ということになる。

つまり今回の場合に当てはめると、この事業者とは労働者を雇用するビルドアップ社ということになり、鉛カバーを思いついて実行した行為者としての役員と、法人としてのビルドアップ社が処罰の対象となるわけだ（第119条、第122条）。

ビルドアップ社に発注した東京エネシスは、労働安全衛生法上の責任が問われるおそれがあるのは、第30条で定める「特定元方事業者等の講ずべき措置」として下請会社との連絡調整等の義務ぐらいのことで、今回の事例で問われる可能性は少ない。東京電力に至っては、そもそも仕事の発注者であり、労働安全衛生法違反が問われるどころか、今回の事例では違法な行為が行われていた請負事業者である東京エネシスを指名停止とする処分を行っているのである。

原子力事業者と元方事業者に 行政指導で「義務付ける」新通達

原子力施設における放射線業務について、直接労働者を雇用する事業者が、被ばく管理を含む安全衛生管理を自らの責任で完全

に行い得るのであれば、法令上の規制は守られるかどうかだけの問題なのだが、現実にはそうでないことは誰の目にも明らかになっている状況だ。これに対する現在の政府の対応は、厚生労働省がこの8月10日に新たに発出した行政通達「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（基発0810第1号平成24年8月10日）によることになる。

この行政通達に記載された内容は、法令上は義務付けられていない「原子力事業者」や「元方事業者」による様々な管理的な実務を具体的に項目立てて、行政指導の範疇で事実上義務付けを図るものとなっている。

まず趣旨のところ「原子力事業者のみならず、原子力事業者から直接工事等を請け負う元方事業者による安全衛生管理が必要不可欠」とし、法令上の義務付けを超えたものであることを前提としている。さらに緊急作業については、「原子力事業者の本店・本社・本部組織又はそれらの原子力部門の機能を持つ原子力施設外の施設及び元方事業者がそれぞれの役割を果たす必要」を指摘、一義的な責任を原子力事業者におき、本店等、原子力施設の長、元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築するという。

そして、原子力事業者が「自ら行う作業の一部を同一の場所において請負人に請け負わせている場合」は労働安全衛生法第29条の元方事業者に該当するとし、これを根拠に安全衛生対策上の措置を請負人が実施するように指導、援助するものとする。

そこで記載されている措置は、当然のこ

とながら実施する主体は労働者を直接雇用する事業者であり、原子力事業者はその実施の確認、指導をするというのである。たとえば放射線業務を行う全ての労働者の被ばく線量管理、入域管理を確実に行うために、氏名、生年月日、住所などの基本情報について公的書類の写し等、確認できる書面の提出を求めることなど、細部にわたっての指導内容を記載している。

定期検査工事等の場合は、大がかりな補修工事の場合は原子力施設の長が外部の工事業者に発注するケースが多く、この場合は請負った事業者が第29条の元方事業者となり、それが建設業である時は、第30条の特定元方事業者となることとなるため、連絡調整等の主体はこの元方事業者らが主になることになる。この場合に原子力事業者は、元方事業者と緊密な連携を図りつつ、「放射線業務の特殊性に鑑み」原子力施設の安全衛生統括者が重ねて実施するとしている。

このように、労働安全衛生法上の義務主体に関する規定を超えて、原子力事業者や元方事業者の義務付けを細部にわたって事実上義務付けるために、法令上根拠のない事実上の義務主体は飛躍的に増えることとなってしまっている。かえって最終的な労働安全衛生法上の責任の在り処があやふやになってしまっていると言えないだろうか。

放射線管理については、有名なICRPの3原則というのがある。

放射線被ばくを伴う行為は、その導入が十分な便益を生むものでなければ採用すべきでないという「行為の正当化」の原則。個人線量の大きさ、被ばくする人の数等を、経

済的、社会的要因を考慮に加えた上、合理的に達成可能な限り低く (ALARA: as low as reasonably achievable) 保つべきであるという「放射線防護の最適化」の原則。そして行為の結果生ずる個人の被ばくは線量限度に従うべきであるという「個人の線量限度」の原則である。

放射線の健康影響については、確率的影響であり、晩発性影響があり、さらに非特異的な発症であるという他の有害物と異なる特徴があることからすると、これらの原則は重要であり、原子力施設のより確実な放射線管理のためには組織的な対策が不可欠だ。とりわけ「最適化」の原則などというのは、全体の作業状況を勘案しなければ実行不可能といえよう。これまで原子力安全委員会等の専門委員会等で報告されている原子力施設での取り組みをみても、原子力事業者が計画的に実施しなければ最適化の実は上げられないのはあまりに自明のことといえる。

そう考えると、法令に根拠を置かず、行政指導による実質的義務付けで原子力施設の安全衛生対策を完結させるというのはいかにも無理があるといわねばならない。

労働安全衛生法上も 義務主体は「原子力事業者」 であるべき

原子力施設における放射線管理を規制する法律は、労働安全衛生法だけではない。「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（いわゆる「原子炉等規制

法)も、原子力施設における放射線被ばくについて規制するものとなっている。労働安全衛生法が労働基準であるのに対し、原子炉等規制法の目的は、「災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図ることにあり、もちろんたとえば被ばく限度のような、規制の数値については労働安全衛生法や電離則とそろえたものとなっている。したがって、昨年3月に緊急時の被ばく限度を100mSvから250mSvに引き上げた際にも、原子炉等規制法に基づく規則である「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(通常「実用炉規則」と省略)も一緒に引き上げているわけだ。

この法律では、福島第一原発のような原子力施設の安全な運転そのものを確かなものにするための法律だから、当然に放射線管理も含んで厳しいものとなっている。たくさんの義務も設定しているわけだ。そしてその義務主体は誰になっているかというと、「原子炉設置者」である。たとえば放射線被ばく線量を含む「記録」について定めた第34条は「原子炉設置者は、・・・記録し、・・・備えて置かなければならない。」となっている。

原子炉等規制法においては、放射線管理についてのすべての義務付けが原子炉設置者に課せられていて、労働安全衛生法のように直接雇用している事業者の義務を間接的に指導をするという関係ではない。

したがって、たとえば被ばく線量のデータについては、まず労働安全衛生法上の責任がある直接雇用している事業者が管理し、その数値を一か月ごとに原子力事業者に報

告をする。その報告データをもとに原子力事業者は原子炉等規制法にもとづいて原子力規制委員会に定期的に報告するという形をとるわけだ。結局、いつの場合も被ばく線量管理を原子力事業者が直接にやっているというわけではないので、ビルドアップ社の隠ぺい事件の際にも、その対処を直接できるわけではなかったのだ。

これは放射線管理の運営上、相当に具合の悪いことといえる。事実、隠ぺい事件について経済産業省と厚生労働省はともに東京電力に対し報告を求めたが、8月13日の経済産業省への報告文書において東京電力はこの点についても触れている。APDを請け負っている各事業者の労働者に貸し出し、その数値と月単位で事業者ごとに管理されているGB(ガラスバッチ)の数値を合わせて評価したデータが東京電力に報告される形となっており、仮に不正があった場合に東京電力が能動的に察知するシステムになっていないというのである。

たしかに法令上の義務関係からシステムを構築すると、最終的な管理責任が置かれてしかるべき原子力事業者にとって、直接的な対処が不可能という矛盾が生じることになるわけである。

重層下請構造で被ばく管理の形骸化 法令改正が不可欠

また、この隠ぺい事件でもう一つ象徴的に明らかになっているのは、偽装請負を含む重層的な下請構造の弊害である。ビルドアップ社の現場責任者は8人の作業者を引

き連れて現場に行っていた。しかし、その8人は同社の労働者ではなく、別の会社に頼んだ人材で、その別の会社はさらに青森と福島と福岡の3社からかき集めたという。8人受け取る賃金は、介在する2社を経て受け取ることになる。まったくの偽装請負というわけだ。

このような実態は、違法ではあるけれども建設業の現場ではそう珍しいことではないが、放射線被ばくという問題が大事な要素として関わる原子力施設の現場では、管理のずさんさに直結する問題とし考えるべきこととなる。こうしたことは今年になってからマスコミ報道等でも指摘されつつあったところだ。

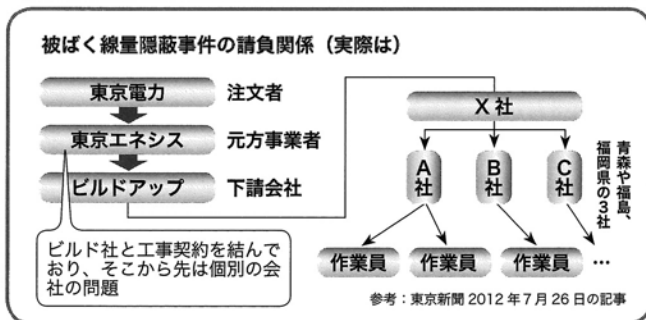
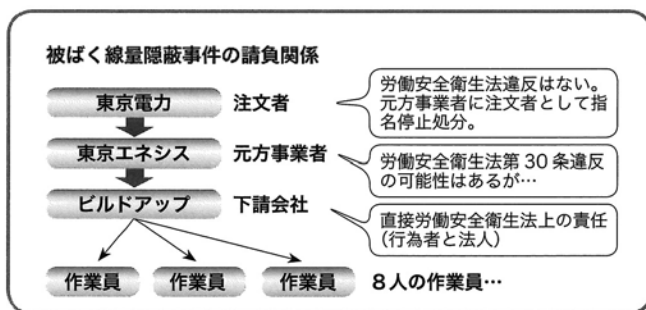
東京電力は12月になって、「就労実態に関するアンケート」の結果をまとめ報告した。調査対象は福島第一原発の復旧作業の現場作業に携わる元請27社の下請会社作業員で、実施時期は9月20日より10月18日、元請会社を通じて下請会社へ配布、回収し、実施にあたってはシールつきの封筒を配布して、密封して回収したという。配布枚数は3974枚で回収は3186枚、回収率は80.2%となっている。その結果で注目されるのは、『現場であなたに作業を指示している会社』と『あなたに給料を支給している会社』は同じですか?』との問いに対して、1173人(48.4%)が「同じ」と答え、1160人(47.9%)が「違う」と答えていることだ。

そして、そのあとの『違法派遣』や『偽装請負』について知っている

ことを教えてください」という問いへの答えは、「知っていて、自分・同僚が違法派遣・偽装請負なのではないかと思う」という答えはわずか66人(2.1%)、「知っているが、自分には関係ないと思う」が644人(20.2%)、「聞いたことはあるが、知らない」が1112人(34.9%)、「何も知らない」が1272人(39.9%)となったという。調査方法や回収率を考えあわせても、復旧作業に従事している作業員の状況が、相当程度正確に表れているといえるのではないだろうか。

この結果に対して東京電力は、違法派遣や偽装請負について詳しいパンフレット等を掲示したり、講習会を実施するなどし、また相談窓口の設置をさらに周知徹底するなどして法令遵守の強化をはかるとしている。

仮に、原子力施設の設置者であり発注元である東京電力により徹底的な法令遵守の取り組みがなされる場合でも、あくまで間



接的であり、しかもこの取り組みは法令に根拠を置くものではない。ということは、一たび復旧作業としての注目度がなくなれば、実効確保はあり得ないこととなってしまう。現に、事故が発生していない他の原子力施設においても規模の差があるだけで同様の事態が続いているわけで、こちらは単に通達上の措置が行政指導として地方局より求められる程度のこととなる。

結局、原子力施設の安全衛生対策、放射線管理の実効確保を確かなものとするためには、労働安全衛生法上の義務主体を原子炉等規制法とあわせて、原子力事業者に負わせる法令改正が欠かせないのではないだろうか。

緊急作業の被ばくは 労働基準以外の枠組みで

電離則は緊急措置について第42条第1項で、「その事故によって受ける実効線量が15ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、労働者を退避させなければならない。」とし、同条第3項ただし書きで、「緊急作業に従事させる労働者については、この限りでない。」とする。そして緊急作業時における被ばく限度を第7条で特別に設定し、実効線量について100mSvとする。そして3月14日付けでこれを250mSvに引き上げたのは周知のとおりで、収束作業がStep IIに移行とされた12月16日付けで解除されることとなった。

ところでこの第7条の条文をよく読むと第3項に「前項の規定は、放射線業務従事者

以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。」と規定されている。つまり最低限の特別教育を受けていない普通の労働者であっても、緊急事態であれば通常の限度を超える被ばくをする作業をさせることができるとなっている。この第3項に問題があることは、ICRP 2007 勧告の取入れを検討している放射線審議会が昨年1月に公表した中間報告でも指摘されているところだが、現行の電離則はこの条文に象徴されるように、いとも簡単に特別な被ばく作業を事業者が命令できるようになっているのである。

そもそも緊急事態が発生して労働者を退避させる必要が出てくる可能性がある有害業務については、労働安全衛生規則等の省令によって退避の条文が設けられている。たとえば特定化学物質障害予防規則、高圧作業安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、酸素欠乏症等防止規則などそれぞれにどのような場合に労働者を退避させるかという条文がある。

たとえば酸素欠乏症等防止規則は第14条で、「事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、労働者をその場所から退避させなければならない。」となっている。そして、第16条で「酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。」と

特集/被ばく労働対策

労働省から同発電所等に対して行ってきた累次の指導等の結果を踏まえると、原子力事業者等が原子力施設での緊急作業実施時における被ばく線量管理、保護具・保護衣の着用、労働者教育の実施、健康管理の実施等について、あらかじめ必要な準備を計画的に実施しておくことも重要である。

ついては、下記により、原子力施設における元方事業者及び関係請負人を含めた放射線業務及び緊急作業に係る総合的な安全衛生管理体制の強化及びその徹底を図ることとしたので、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、581号通達は、本通達をもって廃止する。

記

第1 趣旨及び対象

1 趣旨

労働者の安全と健康を確保するため、計画－実施－評価－改善のサイクルによる安全管理、被ばく線量管理、健康管理等の安全衛生管理を徹底するためには、原子力事業者（第1の2の原子力施設を保有する事業者。以下同じ。）のみならず、原子力事業者から直接工事等を請け負う元方事業者による安全衛生管理が必要不可欠である。また、特に、緊急作業実施時における被ばく線量管理等については、原子力施設のみならず、原子力事業者の本店・本社・本部組織又はそれらの原子力部門の機能を持つ原子力施設外の施設（以下これらを総称して「本店等」という。）及び元方事業者がそれぞれの役割を果たす必要がある。このため、原子力事業者の第一義的な責任のもとに、本店等、原子力施設の長及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。

2 対象

本通達は、次に定める原子力施設における放射線業務及び緊急作業を対象とする。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第13条第2項第2号に規定する加工施設
- (2) 炉規法第44条第2項第2号に規定する再処理施設
- (3) 炉規法第53条第3号（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「改正法」という。）施行後は第53条第2号）に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）
- (4) 炉規法第23条第2項第5号に規定する原子炉施設（ただし、東電福島第一原発に係るものを除く。改正法施行後は、同法第23条第2項第

5号に規定する試験研究用等原子炉施設及び第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設。）

3 実施事項

- (1) 原子力施設を管轄する道府県労働局（以下「原子力施設所轄局」という。）は、管内の原子力施設の長に対して、第2から第5までに定める事項のうち、当該原子力施設に係るものが適切に実施されるよう、必要な指導を行うこと。
- (2) 原子力事業者の本店等を管轄する都道府県労働局（以下「本店等所轄局」という。）は、管内の本店等の長に対して、第4に定める事項のうち当該本店等に係るものが適切に実施されるよう、第5の6に定める自主点検を実施させ、その結果の報告を求めるなど、必要な指導を行うこと。
- (3) 原子力施設所轄局及び本店等所轄局は、各原子力事業者に対して一体的な対応が可能となるよう、相互に緊密な連携を図ること。

第2 原子力事業者が元方事業者として実施すべき事項

1 安全衛生管理体制の確立

原子力施設における放射線業務に係る安全衛生管理（以下「安全衛生管理」という。）については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び電離則に基づき各事業者を実施義務があるが、原子力事業者は、自ら行う作業の一部を同一の場所において請負人に請け負わせている場合、安衛法第29条の元方事業者に該当し、また、原子力施設が製造業に該当する場合は安衛法第30条の2の元方事業者にも該当する。

このため、原子力施設所轄局においては、原子力施設の長に対し、次に掲げる事項について指導を行い、元方事業者として、関係請負人が事業者として実施する措置が的確に行われるよう関係請負人を指導又は援助するとともに、原子力施設全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、必要な措置を実施させること。

- (1) 原子力施設における安全衛生統括者の選任等
原子力施設全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、事業の実施を統括管理する者から、原子力施設の安全及び労働衛生管理を統括する者（以下「安全衛生統括者」という。）を選任し、当該者に第2の1の(3)及び(4)に掲げる事項を実施すること。

また、原子力事業者及び関係請負人が使用する労働者の被ばく線量管理を適切に実施するため、原子力施設の放射線管理を統括する者（以下「放射線管理責任者」という。）を選任し、安全衛生統括者の指揮の下、放射線管理責任者に第2の2及び3に掲げる事項を適切に行わせる

- とともに、関係請負人の放射線管理担当者が当該請負人の使用する労働者に対して必要な事項を実施するよう必要な指導又は援助を実施すること。
- (2) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等
 関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を実施するよう指導すること。ア 安全衛生統括者との連絡 イ 第2の1の(3)及び(4)に掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための安全衛生統括者との調整 ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における当該他の関係請負人の安全衛生管理の職務を行う者との作業間の連絡及び調整
- (3) 放射線業務を行う全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織の開催等
 ア 全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催すること。また、当該協議組織には、安全衛生統括者及び関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者を参加させること。
 イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること。
 (ア) 原子力事業者と関係請負人、関係請負人間の調整に関すること
 (イ) 外部放射線量及び空気中の放射性物質の濃度に係る作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善又は作業上の注意事項に関すること
 (ウ) 新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること
 (エ) 作業規程及び作業計画(労働者の被ばく線量管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。)の作成又は改善に関すること
 (オ) 放射線業務中における合図、警報等の統一に関すること
 (カ) 熱中症対策に関すること
 (キ) 事故又は労働災害が発生した場合の避難、被災者の搬送その他の措置に関すること
- (4) 作業規程及び作業計画の作成等に対する指導又は援助
 ア 関係請負人が作成する作業規程及び作業計画について、その内容が適切なものとなるよう必要な資料・情報を提供するほか、必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること。
 イ 関係請負人が行う作業のうち、その使用する労働者の受ける実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業規程及び作業計画については、作業開始前にあらかじめ内容の確認を行うこと。
 ウ イの確認に当たっては、原子力施設の放射線管理部門が被ばく線量管理方法について重点的に確認を行い、必要な場合には作業規程及び作業計画の改善等について指導又は援助を行うこと。
 エ 関係請負人がその使用する労働者に作業規程及び作業計画の周知を図るよう指導すること。
- 2 放射線業務に従事する労働者の原子力施設への入退所管理機能の強化
 原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対し、放射線業務に従事する労働者をもれなく把握するため、管理区域への入退所を管理する場所を設置し、次に掲げる入退所管理を確実に実施するよう指導すること。
 (1) 労働者の基本情報の入手
 原子力施設で放射線業務を行う全ての労働者の被ばく線量管理、入構管理を確実に行うため、関係請負人からその使用する労働者について、次に掲げる基本情報を確認できる書面(氏名、生年月日、住所については公的書類の写し)の提出を求め、それを保存すること。
 ア 所属事業場名
 イ 氏名
 ウ 生年月日
 エ 住所及び電話番号
 オ 直近の電離放射線健康診断及び一般健康診断受診日
 カ 新規入場者教育実施日時
- (2) 入構証等の発行及び入退所管理
 新規入場者教育を修了した者に対して、個人識別番号(以下「ID番号」という。)及び写真の付された入構証等を発行し、被ばく線量の測定結果(線量計の貸し出し時間を含む。)をID番号に対応させて記録すること。
- 3 被ばく情報管理の強化
 原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対し、次に掲げる事項を実施するよう指導すること。
 (1) 関係請負人の使用する労働者を含め、原子力施設の管理区域において放射線業務に従事する全ての労働者について、被ばく線量情報を確実に把握するとともに、被ばく線量の低減のため、必要な指導又は援助を行うこと。
 (2) 原子力施設の管理区域において放射線業務に従事する全ての労働者に対して(関係請負人の使用する労働者については、関係請負人に対して)、被ばく線量の累計を、外部被ばく線量については原則として1月ごとに1回、外部被ばく及び内部被ばくを合算したものについては3月ごとに1回、文書で通知するとともに

に、関係請負人に対し、その使用する労働者の被ばく線量について、通知を受けた被ばく線量の累計を当該労働者に速やかに文書で通知するよう指導又は援助を行うこと。

4 安全衛生教育等に対する指導援助等

原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対し、次に掲げる事項を実施するよう指導すること。

(1) 安全衛生教育に対する指導又は援助

関係請負人が行う特別教育、職長教育等、原子力施設で放射線業務に従事するために必要となる教育に対して、必要な指導、講師の派遣又は教材・施設の提供等の援助を行うこと。特に、保護具（呼吸用保護具に関するフィットテストを使用する等による適切な装着指導、眼鏡着用者へのシールドピース等による漏洩対策を含む。）、保護衣類、放射線測定器等の実物を用いた教育の実施、事故時等における応急措置及び退避に関する教育の実施、視聴覚教材等を常備した安全衛生教育施設の設置等に配慮すること。

(2) 作業環境測定

原子力施設における外部放射線量及び空気中の放射性物質の濃度に係る作業環境測定については、原子力施設の管理の一環として、原則として原子力事業者が行い、その結果を関係請負人にも周知し、利用させること。

(3) 電離放射線健康診断

ア関係請負人の行う電離放射線健康診断について、関係請負人の要請等に応じて、原子力事業者が行う電離放射線健康診断時に併せて実施することや健康診断機関を斡旋すること等必要な指導又は援助を行うこと。

イ関係請負人の使用する労働者に係る健康管理について、関係請負人の要請等に応じて、電離放射線健康診断結果についての意見聴取、保健指導その他必要な指導を原子力事業者の産業医が行う等の援助を行うこと。また、電離放射線健康診断結果に基づき関係請負人の労働者に就業上の措置等を要する者が生じた場合にも、関係請負人の要請等に応じて、当該措置等に関して必要な指導を行うとともに、当該措置等が適切に行われるよう必要な配慮を行うこと。

(4) 事故又は労働災害発生時の対応等

ア事故又は労働災害発生時の避難等 事故又は労働災害が発生した場合の関係請負人を含めた連絡、避難、被災者の搬送及び応急体制を確立するとともに、関係請負人に対する周知及び必要に応じて関係請負人を含めた合同の実地訓練を実施すること。

イ事故又は労働災害の再発防止対策の確立 事故又は労働災害が発生した場合、事故又は労働災害に関わった関係請負人と共に、そ

の原因、発生経過、連絡、応急作業等に係る問題点を十分に究明し、速やかに再発防止対策を確立するとともに、関係請負人に周知させること。

第3 定期検査工事等において元方事業者及び原子力施設の長が実施すべき事項

1 元方事業者の実施すべき事項

原子力施設における定期検査工事のように、施設又は設備の大きかりな補修工事であって原子力施設の長が外部の工事業者に発注するもの（以下「定期検査工事等」という。）においては、原子力事業者から仕事を直接請け負った事業者が自ら行う仕事の一部を同一の場所において請負人に請け負わせている場合は、当該事業者は、安衛法第29条の元方事業者に、さらに、請け負った仕事が建設業に当たるときは、安衛法第30条の特定元方事業者にも該当する。

このため、原子力施設所轄局は、当該元方事業者に対し、次に掲げる事項に留意し、原子力施設の安全衛生統括者と連携の上、第2の1から4までに定める事項を実施するよう指導すること。

(1) 原子力施設の長と連携を図り、関係請負人に対する指導又は援助を適切に実施すること。

(2) 元方事業者及び関係請負人の使用する労働者の被ばく線量管理を適切に実施するため、放射線管理責任者を選任し、原子力施設の放射線管理担当者と連携し、元方事業者及びその関係請負人の使用する労働者の被ばく線量管理を適切に実施すること。また、関係請負人の放射線管理担当者が、当該関係請負人の使用する労働者に対して必要な事項を実施できるよう指導又は援助を行うこと。

(3) 原子力施設の長が開催する安全衛生協議組織に参加し、自らの関係請負人との安全衛生協議組織との連携を図ること。

(4) 原子力施設の長と連携し、使用する労働者及び関係請負人に被ばく線量を適切に文書で通知すること。

2 原子力施設の長の実施すべき事項

原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対し、次に係る事項を実施するよう指導すること。

(1) 放射線業務の特殊性に鑑み、第2の1の(3)及び(4)、2、3並びに4の(1)、(2)及び(4)については、元方事業者と緊密な連携を図りつつ、原子力施設の安全衛生統括者が重ねて実施すること。

(2) 元方事業者が作成する作業規程又は作業計画については、原子力施設の放射線管理担当者が被ばく線量管理方法について重点的に内容の確認を行い、必要な場合には作業計画の改善等について指導又は援助を行うよう指導すること。

第4 緊急作業に対する準備及び緊急作業実施時における指導

1 自主点検の実施及びその結果に基づく継続的な指導

平成23年3月に発生した東電福島第一原発における事故に伴う緊急作業の実施時においては、被ばく線量管理、保護具・保護衣の着用、労働者教育の実施、健康管理の実施、作業計画の作成体制、請負実態の把握等について様々な問題が生じたところであるが、この中には、あらかじめ準備を整えておくことで適切かつ迅速な対応が可能であったものも多くあったと考えられる。

このため、原子力施設所轄局及び本店等所轄局は、原子力施設内において緊急作業が行われる場合に備え、原子力施設、本店等及び元方事業者に対し、別添1-1、1-2及び1-3の「東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応（自主点検項目）」の準備状況について、次に掲げる事項に留意の上、定期的に自主点検を行うよう指導するとともに、その結果を踏まえた必要な措置の実施を指導し、直ちに実施することが困難な事項については、計画的に実現を図るよう継続的な指導を実施すること。

(1) 医療体制連絡協議会の設置

緊急時における原子力施設内の医療体制の整備、患者搬送体制の構築等を円滑に実施するため、原子力施設所轄局は、次に掲げる事項について、道府県の保健医療部局、消防部局、近隣の医療施設、原子力施設及び都道府県労働局その他関係機関との間で協議を行うための連絡協議会（以下「医療体制連絡協議会」という。）の設立を図るため、関係機関との調整を行うこと。協議会の在り方は、所管地域の実情に合わせたものとし、既存の協議会等の拡充等によって対応することも差し支えないこと。

ア 原子力施設からの患者の搬送体制

イ 緊急作業実施中の原子力施設内の医療体制

ウ 緊急作業実施中の臨時健康診断の実施体制

(2) 元方事業者への指導

元方事業者に対する自主点検実施の指導は、原子力施設の定期検査時等、最も適切な時期を選んで実施すること。元方事業者への指導に当たっては、施設の管理者である原子力施設の長の援助が必要不可欠であることから、元方事業者への指導事項を原子力施設の長にも伝達し、元方事業者に対して必要な指導又は援助を行うよう指導すること。

2 緊急作業実施時に速やかに指導すべき事項

原子力災害対策本部により原子力緊急事態宣言が発令される等の事態が発生した場合に、当該事態に対する応急措置として原子力施設において緊急作業が実施される場合、政府全体として原子力

災害対策指針等に従った対応を行うこととなるが、それらに定められる対応を行うほか、原子力施設所轄局及び本店等所轄局は、本省と緊密な連携を図りつつ、緊急作業に従事する労働者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減する等のため、別添2-1、2-2及び2-3の「原子力緊急事態宣言が発令された際等に原子力事業者等に対して指導すべき事項」に留意の上、原子力施設、本店等及び元方事業者を適切に指導すること。

第5 報告

1 事故等の報告

原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対して、①電離則第42条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき、②放射線業務において労働災害等（医療施設において治療が必要なものの健康異常を含む。）が発生したとき、③火災又は爆発の事故、放射性物質若しくは放射性物質に汚染されたものの漏出又は異常被ばくが発生したとき、④原子力施設構内で空間線量率が非常に高い場所を新たに発見したとき、又は、⑤不適切な線量計の装着が明らかになったとき等に、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長に報告（様式任意）するよう指導すること。

2 安全衛生統括者の選任の報告

原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対して、安全衛生統括者を選任した場合、その旨を所轄労働基準監督署に報告（様式任意）するよう指導すること。また、変更した場合も同様に報告するよう指導すること。

3 放射線作業の報告

原子力施設所轄局は、原子力施設の長及び元方事業者に対して、次に掲げる事項を実施するよう指導すること。

(1) 高い空間線量下での作業における労働者の被ばく線量を合理的に可能な限り低減するため、あらかじめ作業計画を策定しておくことが重要である。このため、労働者の被ばくする実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある放射線業務を行う場合には、あらかじめ（突発事態に対する対応等、状況を把握してから24時間以内に対応する必要がある作業については、作業終了後に速やかに）、元方事業者ごとに、建屋又は施設別に区分けて、工事（作業）件名ごとに、原子力事業者が自ら仕事を行う場合には原子力施設の長が、原子力事業者が発注及び設計監理のみを行う場合には元方事業者が、「放射線作業届」（様式第1号）を所轄労働基準監督署長に提出するよう指導すること。

なお、電離則第42条第1項各号の事故に対する緊急作業を実施する場合であっても同様とすること。

(2) (1)の作業終了後に、当該作業に従事した労働者の受けた平均実効線量、最高実効線量及び総実効線量について、速やかに所轄労働基準監督署長に報告(任意様式)するよう指導すること。

4 安全衛生管理状況の報告

原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対して、第2及び第3の2の措置の実施状況について、様式第2号及び第3号により四半期ごとに1回、所轄労働基準監督署長に提出するよう指導すること。なお、この通知に基づく報告は平成24年度第3四半期分からとし、平成24年度第2四半期分までについては、廃止前の581号通達に基づき所轄労働基準監督署長に提出するよう指導すること。

5 労働者の年間実効線量の報告

原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対して、原子力施設構内において放射線業務に係る作業に従事した全ての労働者(常駐している労働者のみならず定期検査工事等その他の保守点検作業に従事した関係請負人の使用する労働者も含む。)の年間の実効線量について、様式第4号により所轄労働基準監督署長に報告を行うよう指導すること。

6 自主点検結果の報告

(1) 原子力施設所轄局は原子力施設の長に対して、

別添1-1の自主点検事項の実施状況について、平成24年10月1日までに、それ以降は原則として半年ごとに1回、元方事業者に対して、別添1-3の自主点検事項の実施状況について、定期検査工事等と同時期に、原子力施設所轄局に報告するよう指導すること。

(2) 本店等所轄局は、本店等の長に対して、別添1-2の自主点検事項の実施状況について、平成24年10月1日までに、それ以降は原則として半年ごとに1回、本店等所轄局に提出するよう指導すること。

7 東電福島第一原発における緊急作業に従事した労働者に関する被ばく線量等の報告

原子力施設所轄局は、原子力施設の長に対し、次に掲げる事項の実施を指導すること。

(1) 平成23年3月11日以降に東電福島第一原発における緊急作業に従事したことがある労働者を原子力施設において放射線業務に従事させる場合、当該労働者が放射線業務に従事している間、電離則第59条の2の規定に基づき、当該労働者の健康診断の個人票の写し及び被ばく線量等の記録を厚生労働省に提出すること。

(2) 提出に当たっては、原子力施設の労働者については原子力施設の長が、その他の労働者については元方事業者がその関係請負人に係るものも取りまとめて行うこと。

《書評》 原発事故と被曝労働

被ばく労働を考えるネットワーク編



本書は「被ばく労働を考えるネットワーク」準備会がネットワーク立ち上げに当たって2012年4月22日に開催した「どう取り組むか被ばく労働問題 交流討論集会」での発言を中心にまとめられたものである。

原発事故以前から粘り強くこの問題に取り組んできた団体や、事故後に拡散される放射能に危機感を抱いた団体、個人が集い、それぞれの立場から行なった発言は、「原発事故は収束していない」という現実を突きつけるものだった。

原発での作業に当たる労働者は、過酷な労働実態と差別の構造を訴え、また様々な労働現場で放射線被ばくと向き合う必要が出てきている。福島で原発で働いてきた労働者の家族は、地元の若者が原発に安い賃金で雇われ、収束作業では高い被ばくをさせられながら、それでも原発は必要と言い働いてきたことを語る。子どもを案じる言葉には本当に胸に迫るものがある。原発で起こっていること、事故で拡散する被ばく労働の実態の一端を知るための1冊である。

さんいちブックレット007 発行 (株)三一書房 1000円+税

石綿肺療養中の自殺 労災不支給を取消す

厚労省は控訴せず

岡山地裁判決

岡山地裁は、9月26日、管理4相当で最重症の石綿肺で療養中の男性Aさんが自殺した事案について、妻の労災保険遺族補償給付・葬祭料の請求を不支給とした倉敷労基署長の決定を取り消す判決を言い渡した。厚労省は控訴せず、判決が確定した。

今回の判決は、じん肺療養中の自殺に対する業務上外を判断する際の厚労省の認定基準に誤りがあることを示した。

じん肺自殺の業務上外に関する取扱の全体像は明かにされていない。しかし、今回の判決を含めて、近年、じん肺自殺不支給事案が不服審査手続きや裁判で取り消される事案が続いている。

厚労省はじん肺療養中の自殺の取扱について、根本的に見直すべきだ。

「発症前6ヶ月」問題

Aさんのケースについて、労基署がAさんの死亡を業務外とした理由は、「自殺の原因である「うつ病」と診断される前の6ヶ月間に特段の心理的負荷がなかった」ということだった。

厚労省は、自殺の原因となった「精神障害の発症前の6ヶ月間の強い心理的負荷の有無」を認定要件としている。

労基署は現行の労災認定基準に「忠実に」判断した。しかし、裁判所は、事実に即して、労災認定相当と判断し、不支給決定処分は取り消した。

判決は、ただ、現行の認定基準の妥当性について言及していない。それを奇貨として、厚労省は控訴しなかったとみられる。理由は明らかにされていないが、控訴しなかった理由について内部的な事務連絡が流されている可能性がある（判決は現行の認定基準と抵触しない、という内容だと推測される）。ただし、その内容は情報公開請求をしなければ明らかにならないだろう。

Aさんの療養経過は次のようなものだった。

1961年8月 石綿吹付け施工会社入社し、青石綿含有石綿の吹付け作業に従事。

1987年8月 ごく軽度の石綿肺と診断。呼吸困難度Ⅰ。咳のみ。

1994年2月 元同僚（じん肺管理区分3、合併症あり）が死亡。

石綿肺自殺は労災

全国初 心理的負荷認め

岡山地裁判決

アスベストの吹き付け作業に従事し、石綿肺と診断された夫がうつ病を患って自殺したのは労災にあたるとして、中国地方在住の60代女性が起こした訴訟の判決で、岡山地裁は26日、「自殺は業務に起因する」と、石綿肺とうつ病発症との因果関係を認め、請求通り国の遺族補償給付の不支給処分を取り消した。

遺族補償不支給取り消し

原告の代理人弁護士「原告を苦しめた自殺、全国初。女性は「夫はうつ病を患って自殺した」と主張し、石綿肺による労災と認めた判決は、石綿に人生を奪われ「コメントを出した」。

解説

「精神疾患の労災認定に当たり、厚生労働省が示す基準の一つが発症前の6カ月間、心に異常をもたらし業務上の特別な出来事があったかどうか。判決は、この基準に「たわらず、肉体の病気が心にも及ぼす影響を総合的に判断。石綿肺に限らず、同様の理由で不支給処分となった人々の救済に道を開くモデルケースと言える」。

倉敷労基署は基準を前提に「発症前の6カ月間、石綿肺の重症化など特段の心理的負荷は無かった」と石綿肺とうつ

総合判断 影響の心へ

うつ病発症との因果関係を認めなかった。一方、原告側は「悪化し続ける石綿肺の進行性を踏まえ、石綿肺発症からうつ病発症、自殺までを一連の過程と捉えるべきで、期間を区切る基準は当てはまらない」と訴えた。判決は、10年以上続いたせきや息切れなどの苦しみを、徐々に迫る死への恐怖を長期的な視点で総合的に受け止める期間で顕著な重症化が無かったとしても「心理的負荷が強度でないとは言えない」と判断。国が主張のよりどころとす

同様な事例 救済に道開く

この判断に、アスベスト被害に詳しい岡山大学大学院環境生命科学研究科の津田敏秀教授(環境疫学)は「長い時間をかけて精神的に追い詰められる石綿肺の実態に迫った判決」と評価。中央大法務部の近藤昭雄教授(労働法)は、業務に直接起因する病気がけでなく、それに伴う精神疾患や自殺までを労災と認めたい」と意義を見いだし、「因果関係を幅広く認定し、直接的な関係しか認めない傾向にある国の指針に一石を投じた」とした。(秋山昌三)



判決後、会見する原告代理人の弁護士岡山市内

た。弱かったから亡くなったのではなく、仕事の原因だと認めてもらえたい」と指摘。「心理的負荷は精神障害を発生させる程度に重かった。同僚らの姿を思ったのではなく、強い恐怖を感じていた」と指摘。「心理的負荷は精神障害を発生させる程度に重かった」。

判決理由で古田孝夫裁判長は「石綿肺は根治療法がなく悪化し続け、やがて死に至る。苦しんで悲惨な姿で死んだ同僚らの姿を思ったのではなく、強い恐怖を感じていた」と指摘。「心理的負荷は精神障害を発生させる程度に重かった」。

原告女性 涙こらえうなずく

「遺族補償年金を支り消す」。裁判長が判決主文を読み上げた瞬間、原告の女性は涙をこらえながら一度、小さくうなずいた。夫が石綿肺の診断を受け自殺するまでの20年は、体を確実にむしばむ病魔と「死」への恐怖の連続。一緒に働いてきた同僚は痩せ細って次々と死に、夫は最後の一人だった。自殺する直前、夫は夢にうなずかれ「同僚が出てきて迎えに来た。悔しい」と叫んだという。

判決後、会見する原告代理人の弁護士岡山市内

判決後、会見する原告代理人の松丸正弁護士(大阪弁護士会)

「スラム」石綿肺アが出て、進行すると呼吸困難となる。根治療法はなく、粉じんを大量に吸入する中皮腫や気管支炎を併発することもあり、肺がんになる発症(じん肺)の一種、省によると、昨年度の労災認定者は全国で68人。業務上の死に当たり、2002年7月に労災認定を受けた。岡病中の同年10月にはうつ病と診断され、60代だった07年5月に自殺した。女性は07年、遺族補償給付を倉敷労働基準

脱線 撤去 神奈 起きた 事故で 脱線し 10年2月に提訴した。岡山労働局は「判決内容を検討した上で、関係機関とも協議された」としている。部分部分が脱線し、現場に倒れていて、名簿に記入された。和歌山県、宿泊、名簿

飲食店関係者

1996年11月 元同僚が腹膜中皮腫で死亡。Aさんはお見舞いのあと、妻に「痩せてしまって悲惨だ。」「哀れで見られない。」「自分もいずれこうなるので、その時は人には見られたくないし、人には言わないでくれ。」「悲惨すぎて見舞いにも行けない。」などと話す。

1997年5月 元同僚が肺がんで死亡。

2002年6月 じん肺管理区分「管理3イ、PR2」続発性気管支炎が合併、要療養。労災認定され、補償給付を受け始める。Aさんは「いよいよ来たか。」「アスベストで入院したら大体1年半でおわりだ」などと話す。自宅で、うろうろする、思いこむ、沈みこむといった状態になり、眠れない、後頭部が熱いなどと話す。

同年7月 A心療内科受診。自律神経失調症、うつ状態、不眠症などの診断。

同年10月 B病院精神科受診。うつ病と診断。

同年12月～2005年12月 B病院精神科での受診を継続。症状は一時期を除き非常に安定していた。B病院精神科では「青石綿、アスベストを使ってた。じん肺で労災の認定をされている。」「悪性中皮腫」「鉄骨にアスベストを被覆させる。現場ですってしまう。」「それもおかしくなった原因ですナ」「石綿肺は別の病院にいつてる。1か月に1回。中皮腫がでたらあぶない」「アスベストのじん肺がいつどうなるか。それが心配。30年ほど前に現場で管理、断熱材、吸着材。みんな50くらいで亡くなってしまった」「アスベストの方で労災で認定患者になっている。肺が少ししぼんでいるが、日常生活にはそれほど

支障がない。仲間はみんな54、55で亡くなった。発症したら1年くらいらしい。肺活量は落としちゃいかんといろいろ、言われてる。」と述べていた。

2007年1月 呼吸困難度IV。%肺活量が35.1パーセントへ増悪。管理区分4相当と診断。月末に元上司が肺がんで死亡。Aさんは訃報を聞き非常に落ち込んだ。考え込むような時間がさらに多くなり、妻が何か話しかけないと話さないような状態に。

2月中旬～末 38度の高熱が出ると共に、深呼吸や咳嗽の際、肺の左下葉部に疼痛が出現したため入院し、肺炎及び続発性気胸と診断。精神科で「肺炎して。退院して3日目くらいです。10日ほど入院していた。色々考えてしまってしんどい…。気分が滅入る。この間も上司が肺癌で…」と述べた。

4月中旬 38度の高熱と在宅酸素療法導入のため、病院に緊急入院。入院中、妻に何度か「喉を切開するなら逝かせてくれ。」などと述べた。被害者の友人が石綿肺で入院していたことから見舞いに行ったところ、友人は、ベッドの上に座っているだけでも、「ゼーゼー」と辛そうに息をしていた。友人は、息が苦しいため1回の食事に40分かかってしまうと話した後、自分の状態に悲しくなったのか、言葉に詰まって眼に涙を溜めて泣きそうになった。

2007年5月 精神科でAさんは「酸素がいるんで入院しとった。こうなるのはわかっていたけど。首のうしろがバーツとなって、前みたいなことになって。行動できる範囲が少なく、精神的に弱い。」と述べた。

5月中旬 自殺。

労基署の判断は「うつ病を発症した2002年7月頃の直前6ヶ月の間には、石綿肺及び合併症で労災認定されることがあったが、労災認定基準上の強い心理的負荷には該当しないから、そのうつ病は業務上ではなく、それ以後も急激な石綿肺の悪化なく推移している中での自殺であるので、これも業務上とは認められない」として不支給としたのだった。

しかし経過にみるとおり、Aさんは石綿肺の重症化に応じて、精神症状が変化、悪化している。この点を裁判所は次のように判断して、不支給決定を取り消した。

「このような、平成2年から10年以上の期間にわたり続く咳や痰の症状や、次第に悪化していく息切れなどの症状は、Aに、心理的負荷を与え続け、かつその心理的負荷は次第に大きくなっていったものといえることができる。また、石綿肺は、根治療法がなく、慢性的な苦しみを与え続け、最終的には死に至る危険の高い疾病であるが、Aは、そのことを悲惨な姿で死んでいった同僚らの姿を通じて認識せざるを得ない状況にあり、石綿肺の病状が悪化していく度に、一生続くであろう苦しみや死に対する恐怖を強く感じていたといえるべきである。被告は、本件精神障害発病前6か月の間に、石綿肺の重症化等の変化がみられないことを重視しているが、上記のとおり、継続するだけでなく次第に悪化していく石綿肺の病状や、石綿肺が与える死への恐怖等に鑑みれば、石綿肺の短期間での顕著な重症化等がないことをもって、石綿肺の病状等による心理的負荷が強度のものではなかったということは

できない。

以上のことに加えて、じん肺を始めとする慢性呼吸器疾患の患者が精神障害を発病することについての研究報告等が存在することなども考慮すれば、石綿肺の病状等によるAの心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて本件精神障害を発病させる程度に過重であったといえるべきである。そして、Aには、石綿肺による病状以外の心理的負荷や個体側の脆弱性、遺伝素因など他に発病因子となり得るような事情が証拠上明らかにはうかがわれないことからすれば、本件精神障害の発病と石綿肺の病状等との間、ひいては本件精神障害の発病と石綿肺発病の原因である業務との間に相当因果関係を認めることができる。

さらに、Aに発病した本件精神障害は、一般的に強い自殺念慮を伴うICD-10のF3に分類される精神障害であると認められることから(甲11)、Aは、本件精神障害により、正常の認識、行動選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されていた状態で自殺したと推定でき、本件精神障害が原因となって死亡したと認めることができる。

したがって、本件精神障害と業務との間の相当因果関係を否定し、Aの自殺による死亡を業務上の死亡には当たらないとした本件処分は違法であるから、取り消されるべきである。」

「発症前6ヶ月間の強い心理的負荷」にこだわる認定基準を事実上、明確に否定した判決内容だったが、厚労省は控訴しなかったのであるから、認定基準の内容、運用を是

「石綿肺苦に自殺」労災

国が認定 労基署決定覆す

佐賀の男性

アスベスト（石綿）によるじん肺「石綿肺」を発症し、05年3月に自殺した佐賀県の男性（当時86歳）について、国の労働保険審査会が今年8月、病氣と自殺の因果関係を認め、佐賀労働基準監督署（佐賀市）の決定を覆して労災と認める議決をしたことが分かった。石綿関連病を苦しめた自殺は全国で起きているが、労災認定は支援団体が確認しているだけでなく過去に1例ぐらしかなく、公になるのは初めて。

男性は1997年から8月29日、労基署の決定を取り消した。佐賀市の「久保田」

妻は、葬祭料や通る。妻は「苦しい思いを家族に押し付けられた」と話した。家族年金が支給されなくなった主人に「お前

たね」と言いたい」と話している。これまで労災と認定された事例は関西労働者安全センター（大阪市）が06年12月に認定された1件を把握しているが、公表されたケースはない。センターの片岡明彦事務局次長（50）は「石綿関連病を苦しめた自殺者の数は不明。声を上げない遺族もあり、表面化しにくい。労基署は石綿関連病の治療中の自殺を原則的に労災と認めるよう方針転換すべきだ」と話す。

「症状の急変や重度の呼吸困難の事実が認められない」と石綿肺と自殺の関連を否定し不支給決定をした。

佐賀県労働災害補償

保険審査会への審査

請求も棄却されたが、

妻は国の審査会に再審査

を請求。審査会は自殺

について、「（石綿肺の）症状の悪化で極

度の苦痛を伴い、悲観

的になったことが推認

できる」と判断。今年

2008年11月29日 毎日新聞

正すべきは当然だろう。

続く同種の判決、裁決

じん肺、石綿肺療養中の自殺のケースで、判決や裁決で不支給処分取り消しとされた事案はほかにもある。

Aさんの件で再審査請求での裁決の直前、じん肺管理区分「管理3イ」から「管理4」に悪化する中でうつ病を発症、自殺した男性の死亡について業務外とする大野労基署長の不支給決定処分を取り消す判決が福井地裁で言い渡された（平成18年（行ウ）第9号 2009年9月9日判決）。この件は、厚労省が控訴せず確定した。

福井地裁判決は、「業務上疾病であるじん

肺により療養中の者が精神障害を発症して自殺した場合における自殺の業務起因性」について、

「ア じん肺は、粉じん作業に内在した危険が現実化した疾病であるから、業務上疾病であるじん肺の病状やそれに伴う療養による心理的負荷は、業務により生じた心理的負荷と評価することが相当である。

イ したがって、業務上疾病であるじん肺により療養中の者に発症した精神障害については、上記（1）に則り、ストレス（じん肺の病状やその療養による心理的負荷を含む業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性を総合考慮し、じん肺の病状やその療養による心理的負荷を含む業務による心理的負荷が、社会通念

上、精神障害を発症させる程度に過重であるといえる場合には、当該精神障害の業務起因性を肯定するのが相当である。

ウ なお、被告は、精神障害の発症前おおむね6か月間において、じん肺の病状が急変し、極度の苦痛を伴った場合など、じん肺の病状による心理的負荷が極度のものに準ずる程度のもので認められることを要すると主張するが、後記認定事実(1)記載のとおり、ア)じん肺の病変は一般に不可逆性のものであり、その進行は緩やかである、イ)じん肺自体又はその合併症により死亡することがある、ウ)呼吸困難、せき及びたんの自覚症状があるというじん肺の特徴等に鑑みると、精神障害の発症前おおむね6か月間において病状の急変や極度の苦痛発生がないことをもって業務起因性を否定するのは相当ではなく、上記イ記載のとおり判断するのが相当である。

エ そして、業務上疾病であるじん肺により精神障害に罹患している者が自殺した場合については、上記(2)の判断基準に則り、当該自殺の業務起因性を判断するのが相当である。」

として、じん肺療養中の自殺については、精神障害の認定基準の「発症前6ヶ月」に注目して業務上外を判断することは妥当ではないとの判断を示した。

また、労働保険審査会は、2008年8月に、石綿肺療養中の自殺について不支給処分を取り消すと裁決している。(23頁新聞記事参照)

特に、福井地裁判決と今回の岡山地裁判決に対して厚労省が控訴しないという対応をしていること、判決内容は事実上、認定基準の改訂を要求していることを踏まえれば、厚労省は、早急にじん肺療養中の自殺に関する労災認定基準を改善すべきだ。



●青石綿がむき出しになっていた金岡高校のひさし
 ◎内部に吹き付けられていた青石綿(中央部)
 (いずれも11月21日、関西労働者安全センター提供)

石綿むき出し 校舎補修
 堺の府立高3週間以上気づかず

大阪府立金岡高校(堺市 石綿は耐火材など使われずに毒性の強いアスベストが中皮腫になりやすい)が吹き付けられたため、含有率0.1%以上のものに3週間以上塵のものは使用が禁止されている状態のまま補修工事が行われていたことがわかった。府教委は「校舎全面に記載がなかったため、存在は、大気1μm中の石綿飛散に気が付かず対応が遅れた」と説明。飛散量は気汚染防止法の基準を下回っていた。調査で同法で定められた場所(10本下)より低かった。同法が日前調査(10本下)の調査結果を公表し、石綿被害者を支援する関西労働者安全センター(大阪市)は6日、記者会見し、独自調査の結果を公表し、校舎エレベーター前に石綿らしきものが落ちていた、事を知り、11月17日同高を訪問した石綿測定業者の指摘で発見した。18、19日にかけてシートで覆い、26日に密封作業を終えた。この間、授業や部活動は通常通り行われていたという。

2012年12月7日 読売新聞

大阪府立金岡高校で工事の際に青石綿の吹き付けに気づかず、約3週間石綿がむき出しの状態に放置されていたことが分かった。この事件を受けて当センターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会では大阪府教委に要請を行なった。詳細は次号で！(表紙写真も参照)

作業服ばく露で妻が石綿肺がん

クボタとクボニ運送相手に損賠訴訟提訴

神戸地裁尼崎支部

クボタ旧神崎工場の下請運送会社クボニ運送の元労働者早瀬哲夫さんの妻キミエさんが肺がんで死亡したのは、哲夫さんが職場から持ち帰った作業服を洗濯するなどして石綿にばく露したのが原因だとして、哲夫さんら遺族3人がクボタとクボニ運送に対して3300万円の損害賠償を求めた裁判の第1回口頭弁論が、神戸地裁尼崎支部（富川照雄裁判長）であった。被告側は全面的に争う姿勢を示した。

哲夫さんは1972年3月頃から1982年4月頃までクボニ運送でクボタで製造された石綿管などの石綿製品の運搬、出荷作業に従事した。

石綿管は旧神崎工場の敷地内の屋外に積みまれているが、トラックに積み込む際や積み卸しの際には石綿管をごろごろ転がしたり、抱きかかえるようにして運んでいたの作業服には石綿粉じんがたくさん付着していた。

この間、毎日、石綿粉じんの付着した作業着を自宅に持ち帰り、キミエさんは作業着のホコリを手でぽんぽん払って、洗濯していた。

キミエさんは2004年2月頃に肺がんを発



2012年11月15日入廷する早瀬哲夫さん（先頭右）、村川昌弘弁護士（先頭左）たち

症し、同年7月29日に亡くなった。

キミエさんの肺組織からは多数の石綿が検出され、2009年8月に石綿健康被害救済法の救済給付の認定を受けた。キミエさんは仕事の上で石綿を吸引することは全くなかったため、肺の中の石綿の由来は哲夫さんの作業服しかあり得ない。

石綿の発がん性については、日本国内でも1950年代から1960年代に欧米の研究論文が紹介されており、労働省は1971年1月5日付基発第1号「石綿取り扱い事業場の環境改善等について」で石綿の発がん性に言及し、

アスベスト死 家族に拡大

クボタ 元社員妻、中皮腫に 作業着洗濯で吸引か

大手機械メーカー「クボタ」(本社・大阪市淀川区)の社員や協力会社員79人がアスベスト(石綿)関連病で死亡した問題で、同社が兵庫県三木市で勤務していた元社員(妻)が、がんの一種の中皮腫と診断され、死亡していたことが6日分かった。夫の作業着を洗濯した際などに吸い込んだ石綿が原因とされ、クボタは遺族に補償金を支給した。家族の発症と石綿の関連を企業防護原則徹底を

中皮腫・じん肺・アスベストセンター代表の名取達司医師の話、旧神崎工場では、あられた多数の死者が出るほど、労働者が石綿を大量に吸い込む状況があり、家族が着衣などを運んで石綿を吸引しても不思議ではない。石綿防護の原則は、飛散防止、石綿が付着した着衣などの隔離、マスクなどの個人保護の着用だが、それも守られていなかったのだと。今月1日から施行された石綿障害予防規則で、作業着の現場からの持ち出しがようやく禁止されたが、石綿防護の原則を徹底する必要がある。

※夫在籍年は「昭和33年からが正しかった」とクボタ広報が後に訂正

2005年7月7日 毎日新聞

なるとみられる」と説明。海外でも同様のケースの報告があり、同社は02年8月、補償金を遺族に支払った。同社員が石綿関連病で労災認定された場合は、労災保険に基づく支給に加え、約3000万円の上乗せ補償金が支給される。その妻の補償金について同社は「ほぼ上乗せ補償金相当」と説明している。一方、旧神崎工場の周辺住民の石綿被害を巡っては、5人が中皮腫になつたことが判明している。うち2人は死亡し、同社は治療中の8人に対し、自己負担の医療関連費1〜2年分程度の額を見舞金として支払った。(大島秀利)

1976年5月22日付基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」では「石綿により汚染した作業衣も二次発じんの原因ともなる。また、最近石綿業務に従事する労働者のみならず、当該労働者が着用する作業衣を家庭に持ち込むことによりその家族にまで災いの及ぶおそれがあることが指摘されている。このため、関係労働者に対しては、専用の作業衣を着用させるとともに、石綿により汚染した作業衣はこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備に保管させ、かつ作業衣に付着し

た石綿は、粉じんが発散しないよう洗濯により除去するとともに、その持ち出しは避けるように指導すること。」としていた。

つまり、哲夫さんの勤務期間中にすでに、被告企業が労働者の家族ばく露の危険性を予見し、危険を排除できたことが明かだといえる。そして、「専用作業衣の着用、隔離保管指示義務」や「作業衣の持ち出し禁止指導義務」を果たさなかったことがキミエさんの肺がんを引き起こしたということになる。

(31 ページに続く)

連載 それぞれのアスベスト禍 その26

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

不当な認定基準に苦しむ肺がん患者

Y子さん、62歳。肺がんを発症して、2010年12月15日に右肺上葉を切除した。さらに翌年の2011年1月19日には左肺上葉も切除するという過酷な状態だ。そして驚く事には、切除した肺からは3000本余の石綿小体が確認された。

事務職を続けてきたYさんは、職歴の中で石綿との接点はない。60歳の定年退職後は介後ヘルパーとしての仕事を始めたがその矢先に発病した。「アスベストが原因だから申請を」と主治医に勧められて環境再生保全機構に「石綿による健康被害救済法」の申請を行ったのは、2回目の手術直後だった。仕事が出来なくなったYさんは、石綿救済法による治療費補助と療養手当(月額約10万円)は生活の援助になると期待した。

申請から6ヵ月後「石綿小体の数が5000本に満たないから、更なる検査に出す」と環境再生保全機構から電話があった。肺がん認定基準である「石綿小体5000本以上」という条件を満たしていないが、このまま不認定にするには忍びないから「石綿繊維計

測」に出したようだ。2012年8月3日の事だった。

しかし、有難い取り計らいから1年余りが経過しても何の音沙汰もない。何時になったら検査結果が出るのか聞いた。「検査する先生が一人しかいないので時間がかかっている。検査待ちの人もたくさんいる。申請から認定まで2年6ヶ月はかかると思ってください」との担当部署の回答。「え～！2年6ヶ月？それでは患者が死んでしまう！」と思わず叫んでしまった。Yさんは比較的元気だからまだしも、重篤な患者だったらそんなに長くは待てない。しかしYさんも治療費が負担になってきている。

石綿救済法は石綿曝露歴の無い人も対象にしているから診査基準が厳しくなると聞くが、一般の生活をしている人が石綿小体3000本以上も検出されるだろうか。患者と家族の会は、先日行われた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会でヒヤリングする機会を得て、以下の通り肺がんの認定基準緩和を要請した。

1 石綿関連肺がんの判定に当たっては、ヘルシンキ・クライテリアを参考に、迅速公正に救済してください。

2006年の厚生労働省・環境省合同の検討会により、石綿労災認定基準などの基礎となる報告書において、ヘルシンキ・クライテリアを参考に、石綿関連肺がんが定義されました。次のいずれかを満たす肺がんは、石綿関連肺がんとされます。

- ①石綿肺
- ②一定量以上の石綿小体又は石綿繊維
- ③石綿作業10年以上（25繊維年数 石綿ばくろ歴）かつ医学的所見

厚生労働省は、①②③のいずれかを満たせば、石綿関連肺がんとするのに対し、環境省は③が除外され、救済の幅が狭くなっています。石綿ばくろ歴を問わずに認める、というのは、石綿ばくろ歴がなくとも広く救済する、というのではなく、石綿ばくろ歴があっても、きびしい医学的要件を満たさなければ認めない、という狭き門になっているのです。

Y子さんの場合は②の要件で審査が進んでいるが、検査する先生が一人しかいないので待たされている。そんなもどかしい状況を耳にした私は怒りのあまり、ヒアリングの最中に暴言を吐いた。「そこまで石綿小体の数を重視するならば、患者が手術する時に（石綿小体が）比較的貯まりやすいと言われている肺下葉部分も切除するように各病院に指示して下さい。手術が不可の方は死後の解剖も義務付けてください。そこまで徹底して出来ないのであれば、無理な認定基準はやめて下さい」と叫んでしまったのだ。

石綿救済法が出来た当時は「迅速な救済」

を目指していたはずなのに、2年6ヶ月待って下さいと平然と言える実態は当初の目的から逸脱している。機構の担当者からは、認定になる様に尽力している、という意味の発言も有ったがこの現状では納得できない。では検査する先生を増やしては？と単純に考えると、「一般に出せば検査費用が一件で30万円位かかるが、現在の先生はとても安くして頂いている」などという。これもまた信じられない話だった。患者の命と生活がかかっているのにそこで値踏みするとは許されないことだし、迅速な救済を目指すのなら1人の患者に30万円かけてでも検査するべきだ。まして肺がん申請者の中で繊維計測にまで出す人は、全体の肺がん申請者からすると限られた人数なのだ。

石綿救済法で石綿繊維計測結果待ちの人数は10人余りと聞いた。Y子さんの順番は5番目位ようだ。来年の8月が来れば機構の言うように「申請から2年6ヶ月」となる。何とも釈然としない気持ちだ。

腫瘍マーカーの数値が上がっているY子さんは、来年から新たな抗がん剤治療を開始する予定だが、せめて治療費の心配を無くしてあげたい。

それにしても何故Y子さんが3000本以上の石綿小体があるのか？この説明は次の機会に紹介させてもらう予定でいる。



第二の外国人研修生となるか？ EPA看護師・介護福祉士候補生

二国間経済連携協定（EPA）

二国間経済連携協定（EPA）とは、単に貿易だけではなく、投資や人の流れ、政府調達や二国間協力まで経済的な結びつきを強化するための包括的な協定である。海外への企業進出や、工業製品の関税引き下げ、高付加価値の果物輸出などで輸出大国である日本の経済活動の場を拡げることがわが国としての目的であるが、相手国にとってもメリットがないといけない。出稼ぎ送り出し国との協定においては、人の流れが重要な要望となっている。

関係各省にとっては、途上国の工業製品や一次産品が簡単に入ってきて国内産業に影響を与えることは避けたい。人手不足の現場に人材が導入されるのであれば両国にとってメリットもある、と安易に看護師候補生・介護福祉士候補生の受入を決定したのが間違いのもとであった。割を食ったのは受け入れ人材である看護師候補生・介護福祉士候補生を管轄する厚生労働省で、十分な整備がされないまま初めの5か年が過ぎ、現在は制度の見直しに入っている。

看護師・介護福祉士候補生からの相談

看護師候補生と呼ばれる人材は、本国では看護師として経験も積んでいる。しかし、日本の看護師資格を取得していないことから、日本の病院で看護師としての活動はできない。そのため、国家試験合格までは候補生と呼ばれ、滞在期間のうちに看護師国家試験合格を目指し、合格後に正式に看護師として就労することになっている。スキルは持っていても、資格を持っていないために従事できない作業が多く、滞在中の3年間は下働きと勉学に終始する毎日である。

介護福祉士候補生については、初年度は本国で看護師資格を有する者が応募資格となっていたのだが、来日後の業務がまったく医療に関連しないうえ、仮に介護福祉士資格を取得したところで看護師の業務に従事できるわけでもない。最初に来日した一期生は3年以上に及ぶ滞在中の活動が、自分の看護師としてのキャリア形成に大きな影響を与えるために大変動揺した。合格して日本に残るにせよ、不合格で帰国するにせよ、看護師としての将来はここで閉ざされるのではないか。不安を募らせる彼らに対し、駐日総領事館のアドバイスは「本国には日系企業が多く進出しているので、日本語を活かして日系企業で働けばよい」というものであった。



このような環境で戸惑うばかりの候補生向けに、母国語で相談に乗れるように看護師・介護福祉士候補生受け入れ支援事業を担う国際厚生事業団が窓口を設けている。また、学習支援には初年度から有志による無償のボランティア講師派遣が行われている。

しかし、全国に広がる受け入れ施設が抽象的なガイドラインだけを元に、言葉の通じない候補生を受け入れ、住居を提供し、学習から就労まで手探りで支援していくとなれば、候補生との衝突や混乱も少なくない。特に、施設の上層部が候補生受け入れを決定しておきながら現場に実務を押し付けている場合は、「自分たちが病院内で邪魔者扱いされている(徳島県 看護師候補生)」、「本国の母の調子が悪いので一時帰国を申し入れたら、退職届を書かされて本帰国させられた(兵庫県 看護師候補生)」、「有給休暇が取れないから理事長に苦情を言った。休みは取れたが施設長に嫌われた。(徳島県介護福祉士候補生)」などの軋轢が生じている。

第二の外国人技能実習・研修制度への道

先述の国際厚生事業団相談窓口も、候補生からの苦情に対して「それはたいへんね。」という程度の返事しかできず、同事業団のことを受け入れ施設を監督する上部組織だと思っている候補生からの信頼を完全に失っている。だが、事業団からすれば受け入れ施設は顧客であり、すべてのコストとあらゆるリスクを受け入れ施設に背負わせているだけに、これ以上強く言える立場では

ないというところだろう。

制度の建前を崩してはいけませんが、結局事業主の都合が優先され、最終的に候補生が我慢を強いられる構図は、外国人研修生・技能実習生の受け入れ状況とよく似ている。来日した候補生は雇用関係にはあるものの、受験生として扱われる。しかし、「勉強する時間を下さいと伝えたら、かわりに休憩時間が削られた(徳島県 看護師候補生)」、「施設は何もしてくれなかった。自力で合格した(岡山県 介護福祉士候補生)」、「勉強の時間を確保したいと言ったら、『で、次は何?家庭教師が要るとか言いだすんじゃない!』と嫌味を言われた(三重県 看護師候補生)」、「試験前にもかかわらず、ずっと夜勤を強いられた(徳島県 看護師候補生)」などと、資格取得支援に熱心でない受け入れ施設もある。このような施設はボランティア講師の訪問すら拒否する傾向にある。

今のところ相談者の多くは出稼ぎを目的としているわけではなく、海外でも通用する医療従事者というキャリアを求めて来日している。受入側から積極的な受験支援の姿勢が見られない場合、このような候補生のやる気をそぐことになるだろう。現に「学習環境をすべて奪われたので、抗議の意味で1回受験しなかった(徳島県 看護師候補生)」という者もいる。

一方、受入側のやる気は、①安く使う、②使い勝手を良くする、③長期的に拘束する、という点に向かっている。今年は介護福祉士候補生の一部を介護保険の人員配置基準の算定対象とすることに成功、候補生を受け入れることのメリットを増やした。また、

看護師国家試験合格後の外国人看護師とパート契約を結び、時給制で働かせていた病院もある。さらに、契約書とは別に合格後の移動の自由を奪う奴隷契約を介護福祉士候補生との間で結ぼうとした介護施設グループも出てきている。

看護師については、都道府県単位で実施される准看護師試験を候補生たちに受験させる動きが出てきた。准看護師試験は看護師国家試験と比較して合格しやすく、昨年も20名の受験者のうち7名もの合格者を出している。准看護師になれば4年間の在留資格が得られると候補生を鼓舞し音頭を取っているのは、インドネシア人技能実習生受け入れの監理団体と安価な人材を求め

る受け入れ施設の理事長たちである。

もともと受け入れ体制の整備が不十分なまま始まったEPA看護師・介護福祉士候補生の受け入れだが、5年間ですでに制度の屋台骨はぐらついている。この見直しは行われているものの、「国家試験は日本語で難しいので、漢字にふりがなを付けましょう」という程度で留まっているのが現状である。

安く安定供給される人材を求める受け入れ施設、問題があっても見て見ぬふりをする行政・監理機関と、受け入れ環境は悪化する一方である。これで候補生が国家試験合格ではなく出稼ぎを来日の主たる目的とするようになったとき、この制度は第二の外国人技能実習制度になってしまうだろう。

(25 ページから続く)

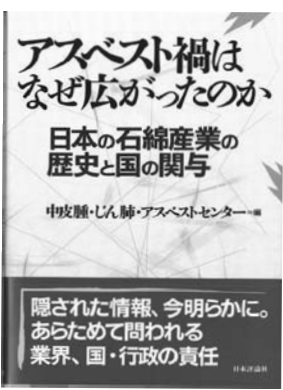
こうした注意義務違反は、被告らの共同不法行為（民法719条）に該当し、損害賠償に應じなければならないというわけだ。

哲夫さんはクボタに対してキミエさんの責任を認めるように求めてきたが、クボタは拒否しつづけたため、9月、提訴のやむなしに至った。

クボタは社員の妻の石綿被害に対して補

償を行ったことがクボタショックのあと明らかになっている。「下請企業だからといって聞く耳をもたないというのは不当な差別ではないのか」というのが哲夫さんの主張だ。(26 頁新聞記事参照)

クボタは周辺住民の被害と同様、社会的、道義的責任にもとづいて誠実に対応するべきだ。裁判の行方がきわめて注目される。



アスベスト禍は
なぜ広がったのか
日本の石綿産業の
歴史と国の関与
中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

隠された情報、今明らかに。
あらためて問われる
業界、国・行政の責任

アスベスト禍は なぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与
中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

日本評論社 A5判 248 ページ
定価 2520 円

韓国からのニュース

■労災患者を詐欺師扱い、申告報奨金引上げ案撤回せよ

偽労災患者を申告すれば、最大3千万ウォンまで報奨金を支給するという産業災害補償保険法(労災保険法)施行規則改正案に、労働界が反発。

労働部は先月27日労災保険不正受給者に対する申告報奨金を、1件当たり最高500万ウォンから3千万ウォンに大幅に引き上げ、1人当たりの報奨金の最大支給額も2千万ウォンから3千万ウォンに引き上げる内容の労災保険法施行規則改正案を立法予告した。報奨金の引き上げで偽労災患者に関する情報提供を促進する意図だ。

改正案は労働界の反発にぶつかった。労働界は労災保険に関する審議機構である『労災保険および予防審議委員会』の審議手続きが省略されたまま改正案の立法予告がなされた点などを上げて、改正案の撤回を要求している。2012年10月4日 ク・ヌヘ記者

■今年上半年期の労災隠蔽摘発件数、昨年の二倍

今年上半年期の産業災害未報告摘発件数が既に昨年の2倍を上回り、労災の隠蔽問題が深刻なことが分かった。今年上半年期の労災未報告摘発件数は1077件だった。昨年1年間に摘発した件数(456件)の2倍を越えた。下半期の摘発事業場まで含めば数は更に増えると予想される。過怠金賦課は増えたが、司法処理といった強い処罰は十分ではなく1077件の内、行政措置は787件、過怠金賦課は289件で、司法処理は1件にとどまった。2012年10月16日 チェ・チョンナム記者

■サムスン白血病・血液癌労働者、また発生／5人が労災申請…死亡者58人に

サムスン電子とその下請け業者で働いた後、病気に罹って死亡したり治療中の労働者5人が、勤労福祉公団に集団で産業災害承認を申請した。

この日労災申請をした労働者は故パク・ヒョスン氏と故イ・ギョンヒ氏、キム・キチョル、キム・○

スン、キム・○チョン氏など5人。84年生まれの故パク・ヒョスン氏は、高校3年に在学中だった2002年にサムスン半導体器興工場に入社し、2006年まで勤務した。健康が悪くなって退社したパク氏は看護補助資格を取得して2010年初めに就職し、数ヶ月後の2010年11月に悪性リンパ腫4期と診断され、今年8月19日に29才で亡くなった。

72年生まれの故イ・ギョンヒ氏は94年にサムスン半導体器興工場に入社し、16年間半導体乾式エッチング工程で設備エンジニアの仕事をした。2010年に肺癌末期の診断を受けた後、今年5月16日に死亡した。サムスン白血病事態で亡くなった労働者は58人に増えた。

サムスン電子の下請け業者の労働者もこの日労災申請をした。サムスン電子の職業病事件と関連して下請け業者の労働者が労災申請をしたのは今回が初めて。キム・キチョル(28)氏は2006年にサムスン電子の下請け業者であるクリーンペクトメイション(株)に入社し、6年間サムスン半導体の華城事業場で、半導体ウェハー自動返送装備を維持・補修する技士として働いた。先月初めに急性骨髄性白血病の診断を受け、現在の抗癌治療中である。

キム・○スン、キム・○チョン氏は、サムスン半導体の協力業者の(株)QTSで、鉛メッキ業務を行っていて乳癌に罹った。20人余りの小規模の会社で、2010年から今年までに何と4人の乳癌被害者と1人の肺癌死亡者が発生した。2012年10月17日 ジェ・ジョンナム記者

■金属労組、来月5次職業性癌の集団労災申請

金属労組が来月11日に職業性癌の集団労災申請を行う。今回で5回目だ。現在まで102人が労災申請を行い、16人が職業性癌を業務上疾病と認められた。しかし労災不承認の判定を受けた人は38人で、2倍よりも多い。職業性癌の認定基準が余りに難しいためである。労組によれば最近5年間、我が国で職業性癌と認められ労災補償を受けた労働者は年平均25人で極めて少ない。このような問題提起によっ

て、政府は昨年から労使一体で職業性癌の認定基準の改善法案を議論中である 2012年11月8日 キム・ミョン記者

■造船所下請け労働者、労災隠蔽に『呻吟』／造船不況の余波、多段階下請けが『原因』

「蔚山市東区に行けば現代重工業の塀に沿って整形外科が列になっています。病室には肉が切れたとか骨が折れた患者が一杯で、百人いけば百人が現代重工業の下請け労働者ですよ。そしておかしいのは労災患者はいないということです。労災が起これば下請け業者をお願いします。労災を申請すれば会社が潰されるので、公傷で処理しようと。労災患者が3人以上出れば元請けとの契約が解約されるから、やむを得ず労災を隠すんです」。

14日に金属労組の事務室で〈毎日労働ニュース〉と会ったハ・チャンミン(42)現代重工業・社内下請け支会長の話だ。造船所の労災隠蔽は昨日や今日のことではない。9月30日に現代重工業・海洋事業部の社内下請け労働者のファン・某(47)氏が工場の更衣室で倒れ、救急車でなくトラックに乗せられて病院へ行く途中に死亡した事例が代表的だ。造船所の下請け労働者の労災隠蔽問題が深刻化すると、直ぐに金属労組が対応した。労組はこの日午前、政府総合庁舎の前で記者会見を行い、「造船産業下請け労働者の労災隠蔽と重大災害に対する対策作り」を求めた。

『3アウト退出制』で下請け業者は労災隠しに汲々

ハ支会長は「現代重工業の下請け業者の労災隠蔽は構造的な問題」と説明する。「労災が3回以上発生すると下請け業者は元請けとの契約が解約されるので、下請け業者は自ら労災を隠すことに汲々とする」という指摘だ。いわゆる3アウト退出制だ。ハ支会長は「下請け労働者が労災を申請するには、解雇を覚悟しなければならぬ」。

実際に延世大社会発展研究所が2007年に7千件の製造業者の産業災害率を分析した結果によれば、勤労時間より雇用形態のほうが産業災害により大きな影響を及ぼすことが明らかになったが、元請け業者より社内下請け業者の産業災害率のほうが低かった。研究所は「相当数の下請け業者は、労災発生件数が一定レベルを越えれば再契約が難しくなることを憂慮して、労災報告件数を故意に下げたり隠して

いる可能性が高い」と分析した。

現代重工業の社内下請け支会は、今年6業者で発生した9件の労災隠蔽を雇用労働部蔚山支庁に告発した。労働部は捜査を行って3業者に2千万ウォンを越える罰金を賦課した。

多段階下請け『物量チーム』急増…労災隠蔽を煽る

世界的な造船景気不況によって急速に拡大している多段階下請け構造も、造船所の下請け労災隠蔽を煽る要因である。最近、『物量チーム』と呼ばれる労働者が急増。物量チームは建設業の人夫頭のような制度だ。8～10人の労働者が造船所の社内下請け業者から物量で請けて仕事をする。請負単価の13%ほどを抜いて同僚らと分け合う。留保賃金25日分を置いておくのも建設業と似ている。

かつて物量チームはパワー工のような船舶建造業務の中の高熟練が必要な分野や、保守業務など、突然の超短期の突発作業に投入される突発チームのような形態で運営された。2000年代に入って中小造船所が乱立し、高熟練業務だけでなく、取り付け、溶接など、多くの工程に物量チームが拡がり始めた。2009年の世界金融危機を基点に物量チームが短期・一回だけの下請けから常時・固定的な再下請けとしての地位を占めている。統営地区の中小造船所の場合、下請け業者1社当たり最小4、最大10に近い物量チームを運営。今年の初めまで城東造船所・SPP造船所などで下請け労働者として働いていたイ・スンホ金属労組慶南支部・未組織非正規部長は、「以前は工期を前倒ししようと、特殊な場合にだけ物量チームを使ったが、今は費用を減らすために日常的に物量チームを使う」と説明した。STX造船を始めとして慶南地域の中大型造船所は、下請け労働者が新しく入社する時に個人事業者登録証を提出しなければ仕事をさせないというケースも一度や二度ではなく現れている。現代重工業は海洋事業チームを中心に物量チームが非常に増えたが、今は景気萎縮で再び減る傾向だ。

先月末、パーシブ船のガス爆発事故が発生して2人が死亡した事故も、やはり中大型造船所→ブロック製作工程の委託→工程別の下請け業者が製作→物量チームへと繋がる3～7段階の再下請け慣行が問題だと指摘された。金属労組は「造船所で無差別に広がる多段階下請けを禁止して、産業災害に対する元請けの責任を強化するように産業安全保健法を改正

しなければならない」と要求している。2012年11月15日 キム・ミヨン記者

■人権委勧告「労災の立証責任を使用者に」、労働部は拒否／業務上疾病認定拡大と疾病判定委の専門性強化は受け容れ

雇用労働部が業務上疾病の立証責任を被害勤労者でなく、勤労福祉公団と事業主に賦課せよという国家人権委員会の勧告を拒否した。代わりに、勤労福祉公団の調査力を強化し、業務上疾病の認定範囲を拡大するという考えを明らかにした。労働部は最近このような回答を内容とする意見書を人権委に伝えた。人権委はこれに対し「化学物質を使う先端電子製造業が発展し、労災の立証が容易でないため、労働人権を保護する方向で労災補償制度を改善する必要がある」。「疾病と業務の間の因果関係を被災労働者ではなく、相手方が証明するように産業災害補償保険法令を改正せよ」と、5月に雇用労働部長官に勧告した。労働部は業務上疾病認定範囲の拡大と疾病判定委の専門性強化は、計画を立てて推進していると答えた。反面、立証の責任については「業務関連性を明らかにしにくい疾病に、無分別な補償と過度な財政支出が憂慮され、受け容れられない」と明らかにした。2012年11月15日 キム・ボンソク記者

■出帆5周年を迎えたパノリム「労災が認められる日まで闘う」

半導体産業の労働者に発生する希少疾患について、職業病認定を要求してきた半導体労働者の健康と人権守りパノリムが、20日で出帆5周年を迎える。パノリムは19日の昼、ソウル瑞草洞のサムスン電子本社前で記者会見を行い、「電子産業労働者の産業災害認定とサムスンの無労組経営に抗して、労働基本権争奪、有害物質と有害産業を取り引きする新自由主義の世界化に対抗することを目標に、5年を駆け抜けた」。「未完の目標達成のために更に力強く走っていく」と明らかにした。

この5年間、パノリムは160人以上の職業病被害の情報提供を収集し、半導体・電子産業労働者の健康権の問題を社会的な課題として提起した。職業病被害労働者の一部が、裁判所と政府から産業災害を認められた背景には、パノリムの役割があった。



この日、記者会見を一緒にした被害労働者の家族は「サムスンのせいで私の家族が死んだことが立証されるまで闘う」と口を揃えた。パノリムは「労働者の健康権の基礎である有害作業環境の情報に関して、知る権利さえ営業秘密という理由で保障されない現実を変えていく」。「労働者が治療と生計の権利を十全に享受できない労災保険制度を改善するのにも、力を合わせる」と話した。2012年11月20日 チェ・ジョンナム記者

■給食室で滑る労災、こうして予防して下さい／安全保健公団『給食室の安全保健施設基準』を用意

学校や企業、病院など、団体給食室の労働者の産業災害を予防するために、安全保健に関する施設基準が示された。安全保健公団は27日、『安全な給食室造成の基準』を作ったと明らかにした。2009年から昨年までの3年間、飲食業種で2万1千人余りの被災者が発生した。うち6千人余りが調理室の床で滑るなど、転倒事故で、それでも団体給食室の設置と設備などに対する具体的な安全保健基準がなかった。安全保健に関する施設基準は、水気を最小化する調理室を作るための勤務環境の造成方法と、施設施工時の注意事項等を盛り込んでいる。給食室を水気のある区域とない区域に区分して作業動線を設計することと、滑りを防止する床材の材質に関する説明が含まれた。

作られた基準は雇用労働部と教育科学技術部、地方教育庁の学校給食室担当者と給食室施工業者に配布される。2012年11月28日 チェ・ジョンナム記者

(翻訳：中村猛)

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第16回弁論期日報告

大阪

提訴から約3年を迎えるはつりじん肺訴訟、今日はこれといった進展もなく、すぐに弁論が終るように思えた。傍聴席を見ても、被告側の傍聴人がだいぶ少なくなってきた。それどころか、被告代理人のためこのスペースにも空ができていたことに気が付いた。この日、いつも来ていない西松建設、森組以外に、清水建設と銭高組も出廷していなかった。

七堂弁護士ついに怒る！
西松建設4回連続欠席

書類を裁判所に提出しても出廷しなければ陳述したことにはならない。陳述がされなければ提出された書面に反論をしたくてもできないので、フラストレーションはたまるばかりである。次々期日を決めて、「進行について何かありま

せんか」と裁判長が原告・被告に声をかけたとき、七堂先生が発言を求めた。

「西松建設がもう4回も続けて出廷していないのですけど、これではこちらから準備書面も提出できません」。

西松建設は、山田さんのみに対応しているゼネコンで、他の事件でも何かと訴訟になる会社だが、はつりじん肺訴訟ではとにかく出席率が悪い。そのうえ、「現場認否書」という中途半端な書面を提出して、現場ごとに「認める」、「否認する」と主張するにとどまっている。山田さんの場合、作業現場がはっきりしているばかりか、入場についても明らかになっているため、あとは被告からの積極的な主張を待つばかりだが、西松建設が出廷していないのだから何も進まな

い。「こちらから相手の代理人に出廷するよう促す方がよいでしょうか？」と裁判所に尋ねるところを見ると、七堂先生も余程腹に据えかねていたに違いない。

山田さんも、報告集会の場で「4回も来ていないなんて、そんな横着が許されるのか？」と憤慨していた。「西松建設というのは横着な会社なんだけど、代理人も横着なんだね」と弁護団から説明を受けては、苦笑いをするしかない。

いよいよ来年は勝負の年！一層の傍聴支援をお願いします。

2012年のはつりじん肺訴訟はこの日で終わり、来年は1月31日から始まる。そのあとは4月になるので、これからも先の見えない状況が続いて、裁判長もまた代って…と各原告も心配になっていたところだが、位田先生から「来年は勝負の年です。いよいよ原告のみなさんが法廷で証言することになります。」と元気づけられた。これから寒い冬を迎えるが、体調にはくれぐれも気を付けて、

全員無事に乗り越えていっ
てほしい。

また来年も傍聴支援をよ
ろしくお願いいたします。

次回期日：1月31日(木) 15時～
大阪地裁 2F大法廷

大林組 とも事業所証明 拒否

はつり工のじん肺休業補償請求

大 阪

Ｙさんは、彼が所属する
はつり会社の親方が「Ｙさん
はじん肺と結核で仕事が
できなくなった。何とかな
らないだろうか」とセン
ターに連れてきた方であ
る。大林組が施工する大阪
北ヤード再開発にはつりの
職長として作業に従事して
いたところ、春の健診でじ
ん肺と肺結核が見つかった
ために現場に入れなくな
ってしまったという。健診の
直前まで働いていたため、
大林組の現場所長も「現場
の証明はウチがちゃんとする
から安心しろ」と声をか
けてくれたそうである。

まず、管理区分申請を行
い、管理区分2と合併症
(肺結核)により要療養とい
う決定通知を受けた。次に
大林組に休業補償給付請求
書を添付資料とともに送付

し、回答を待った。Ｙさん
は「大林組にそんなもの
送って大丈夫でしょう
か?」と心配していたが、
健診の直前まで働いてい
たのであり、じん肺で現場
に入れなくなった由を現場
所長に伝えたい。当の所長
から「証明は会社がする」
と言質も取っている。何も
憚ることはないと何度も説
明し、安心してもらった。

ところがなかなか大林組
から回答が返ってこない。
ひと月ほどして電話をし
てみると、安全企画部の担
当者が「いや、忘れたわけ
ではない。調査中で…」と
歯切れの悪いことを言う。
調査も何も、未だに工事中
の現場であり、現場への入
場の記録は当然残っている。
また、所長まで現場にいた
ことを証明してくれると

言っているのだから、2日
もあれば確認はできるの
ではないだろうか。

そしてさらに1か月後、
ようやく戻ってきた回答に
は「Ｙ氏が弊社元請の
『(仮称)大阪駅北地区先
行開発区域プロジェクトC
ブロック新築工事』に平成
24年4月12日まで従事
していたことは確認でき
ましたが、当現場が同氏の
従事した粉じん作業の最終
事業場であることは確認
できませんでした。」と書
かれていた。現場に通って
いる時に健診を受け、その
まま休業しているにもか
かわらず、最終事業場であ
ることが確認できないとい
う話はない。大林組に依頼
書を送って3か月、回答が
この内容一枚というのは病
気で喘ぐ患者を困窮におと
しめる嫌がらせとしか思え
ない。大林組は、はつりじん
肺訴訟でも不真面目な対
応に終始しているが、この
ような姿勢ではじん肺患者
の恨みを買うばかりである。

2012年 年末カンパへのご協力を！

各位におかれましては、師走のお忙しい中、様々な活動にご活躍のことと存じます。

常日頃、私ども関西労働者安全センターに対しまして絶大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

本年は、校正印刷会社 SANYO - CYP 社における胆管がん多発事件という重大事件が発覚しました。1996 年から今日までに 16 名の胆管がん患者が発生し、うち 7 名はすでに死亡しているという信じられない事件は昨年 3 月、当センターに相談が持ち込まれ、以降、慎重な調査を進め、本年 3 月に 3 名の労災請求にこぎつけました。それ以来、マスコミによる報道、厚労省による全国調査、新たな患者発生、全国から 50 件をこえる労災請求と事態が進展し、現在、厚労省は労災請求への対応を検討しながら、行政としての調査を進めています。

ただし、因果関係は誰の目にも明かであり、一刻も早い労災認定が求められており、当センターは、まずは被害者救済を求めて支援活動を続けているところです。

ゼネコンを相手取ったハツリじん肺集団訴訟は、来年、いよいよ証人調べが行われる見通しになってきました。建設業界における労災かくしは今後も絶たちません。ハツリじん肺訴訟は建設現場におけるじん肺に対する企業責任を明らかにすると同時に、建設業界における労働者の人権軽視状況に風穴を開ける訴訟であり、原告団、弁護団とともに最後の勝利を目指して全力を尽くす所存です。

いじめ、パワハラに苦しめられる方々からの相談も後を絶たず、支援に追われる日々が続いており、全国の地域センター、いじめ・メンタルヘルス労働者支援センターと協力して問題に取り組んでいます。

アスベスト被害に対しては、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会と協力しながら、中皮腫をはじめとする患者、家族のサポート活動を進めています。アスベスト被害にかかる企業責任追及の闘いは、ニチアスを相手取った全造船・ニチアス関連企業退職者分会による札幌、岐阜、奈良地裁での損害訴訟、東急車輛を相手取った損害訴訟、日本通運・ニチアスを相手取った中皮腫吉崎訴訟などに取り組んでおり、吉崎訴訟は控訴審で勝訴、ニチアス訴訟では札幌地裁では勝利的な和解を勝ち取ることができました。

そのほか、頸肩腕障害、指曲がり症をはじめとする多くの課題に、医師、専門家、関係労組との連携のもとに一層の前進を図りたいと考えています。

こうした取組みを進めながらも、当センターの財政状況は慢性的赤字の危機的状況が続いております。

まことに心苦しい限りですが、今次、年末カンパへの格別のご協力を切にお願い申し上げます。

2012年12月

関西労働者安全センター運営協議会

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

議長 浦 功
事務局長 西野 方庸

※事務所移転しました。新住所：〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

10-11月の新聞記事から

10/1 水戸労働基準監督署は男性社員に13カ月間で3日しか休日を与えなかったとして、労働基準法違反の疑いで、茨城県笠間市の和菓子製造会社「萩原製菓」と会長、社長を書類送検した。社員は昨年8月30日帰宅後に倒れ、心室細動により同9月1日に30歳で死亡、過労死が認定された。

10/2 山梨赤十字病院男性職員の自殺は過労でうつ病を発症したためと遺族が日本赤十字社に損害賠償を求めた訴訟の判決で、甲府地裁は約7000万円の支払いを命じた。直前1カ月の時間外は16.6時間以上と認定。介護資格がないのにリハビリ施設の責任者として介護業務に従事させられ、強い精神的負荷を受けていたと推察できると指摘。

10/3 大和ハウス工業新潟支店に勤めていた吉田民愛さんが上司からパワハラを受け不当解雇され損害賠償を求めた訴訟の控訴審は、会社側が解決金を支払うことで東京高裁で和解。約650万円の慰謝料も含まれる。和解条項では解雇を撤回し精神的苦痛に対し「遺憾の意」を表明。東京高裁はパワハラ被害が発生しない職場環境づくりと内部通報制度の充実にもつめるよう会社側に勧告した。

10/4 06年宮崎県西部の中学校の男性教諭が運動会の練習中に脳疾患で倒れたことについて、地方公務災害基金審査会が「公務外」とした同基金県支部の決定を取り消した。7月2日付。教諭は06年9月に倒れ10年3月に死亡。教諭は社会と国語も兼任し、教務主任や運動会の運営責任者も務め土日出勤し、直前の時間外労働は月約120時間という。同基金県支部は時間外労働の基準を満たさないと「公務外」とし、08年の県支部審査会への審査請求も棄却。11年6月教諭のパソコンの起動履歴や同僚の証言などから新たに算出した時間外労働の記録で再審査請求し認められた。

10/5 能力不足を理由に解雇したのは不当として、ブルームバーグ東京支店の元記者の日本人男性が同社に地位確認や賞金支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁は解雇を無効と判断、請求を認めた。男性は09年12月以降、週1本の独自記事や、月1本の編集局長賞級の記事などを要求する「業績改善プラン」を命じられた。同社は10年8月、能力不足を理由に解雇したが、「解雇理由に客観的な合理性はない」と判断した。

業務中の交通事故で発症した脳脊髄液減少症の治療を受けたのに休業補償が給付されず、静岡市の元水産物卸売会社社員服部圭佑さんが国に不支給決定の取り消しを求めた訴訟の第1回口頭弁論が静岡地裁であった。服部さんは08年5月、静岡市中央卸売市場で保冷車を運転中事故で首を痛めて頭痛やめまいなどがおき、脳脊髄液減少症と診断され10年6月にブラッドパッチ治療を受けたが、労災保険の適用療法ではないとされ、静岡労働基準監督署に休業補償の給付を拒否された。

10/11 情報処理システム会社の福岡事業所に勤務していたSEの女性の急死は過酷な労働が原因として、両親が「アドバンストラフィックスシステムズ」に対する損害賠償を求めた訴訟の判決が福岡地裁であった。裁判官は同社に計約6800万円の支払いを命じた。女性はシステム移行などを担当。07年2月の時間外労働が約127時間に上った。3月に仕事上のミスなどが原因で自殺未遂、約1カ月間休養の後に復職したが、深夜残業などが続き

5日後、東京出張中に致死性不整脈で死亡した。福岡中央労基署は09年に労災認定した。

10/12 印刷会社で従業員らが胆管がんを発症した問題で、胆管がんになったとして労災を申請した従業員らは、11人増えて45人になった。厚生労働省によるとうち29人はすでに死亡。年齢別では、20代が1人、30代が8人、40代が15人、50代が5人、60代が12人、70代が4人となっている。

10/16 職場で分煙を求め試用期間中に解雇された東京都内の男性が千代田区の保険代理店を相手取り、解雇の無効と未払い賞金の支払いを求めていた裁判で、東京地裁が今年8月、原告側の主張を認める判決を出した。男性は09年11月に保険代理店に入社。社長に対しベランダでの喫煙を頼んだところ10年1月、男性を営業能力がないなどとして解雇した。判決は男性の能力に問題があると認められないとし、社長は分煙措置を徹底し、就労を促すべきで解雇は無効とした。

10/17 阪神大震災のがれき処理に従事した明石市の40代の男性職員が今年6月に悪性腹膜中皮腫と診断され、石綿健康被害救済法で認定された。9月27日付。職員は当時、ごみ収集を担当。震災発生後約3カ月間、家屋などがれきをパッカー車に積み込んだり、移動させたりする作業に携わった。作業の際はマスクを着用したが、防じんマスクではなかったという。男性は地方公務員災害補償基金県支部に公務災害認定を請求している。

10/18 勤務先でシックハウス症候群にかかった元慶応国際センター助手が損害賠償などを求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は慶応義塾に約445万円の支払いを命じた。判決は「勤務場所などでシックハウス症候群を発症しないように配慮すべきだった」と指摘した。1年の有期雇用で03年3月にセンターが新設建物に移転後、全身に倦怠感や頭痛などの症状が出て、同4月には働けなくなった。同7月に退職し、同症候群と診断された。

イタリアの最高裁は仕事で携帯電話を長時間使用したことが脳腫瘍の発症につながったとの男性の訴えを認め、全国労働災害保険協会に労災保険の支払いを命じる判決を下した。男性は02年までの12年間に仕事で一日5～6時間、携帯電話やコードレス電話を使用し、頭部左側に良性の腫瘍ができ手術を受けた。

10/19 厚生労働省は仕事にけがをしたシルバー人材センターの高齢者らが労災保険の対象にならない場合、健康保険を適用して救済する方針を固めた。厚生省は社会保障審議会医療保険部会での議論を経て、来年の通常国会に健康保険法改正案を提出したい考えだ。

10/29 中国中央人民放送は中国で毎年60万人が過労死し既に「日本以上の過労死大国になった」と伝えた。報道では、ショッピングサイトの管理者ら20代の4人が突然死したケースを紹介。サラリーマンら約千人を対象にしたアンケートでは、3分の2が体調不良を訴えたという。

10/30 東京電力福島第一原発事故の復旧現場で、厚生労働省が行った作業員の被曝線量管理の実態調査の結果が公表された。線量の誤入力など19件の不適切な管理の事例があり、同省は東電や元請け37社に再発防止を指導。調査は昨年11月から今年6月に1か月当たり5mSvを超えて被曝した延

10-11月の新聞記事から

べ1813人の作業員が対象。作業日ごとの被曝線量の記録用と1か月間の累積被曝線量の記録用の二つの線量計の差が25%以上ある不審な事例が28件見つかり、うち19件では累積被曝線量を誤って少なく入力するなど不適切な事例だった。

- 11/1 愛知県半田労働基準監督署は建設会社「大進」で工事現場の監督を務めていた男性社員が3月に死亡したのは長時間労働による過労が原因として労災認定した。10月22日付け。労基署は大進と代表取締役を書類送検。男性は2月下旬に倒れ3月に入院先の病院で死亡。直前1か月間の労働時間は約330時間、休日はなかった。

胆管がんの発症が相次いだ問題で、厚生労働省は新たに印刷業関連で7人が労災申請し、計52人(死亡32人)になったことを明らかにした。7人はいずれも男性。30代1人、40代2人、50代2人(死亡1人)、60代2人(いずれも死亡)。30代と40代の2人はサンヨー・シーフィバー。

福島第一原発事故の収束作業で、東電と作業を請け負った関電工が高い放射線量の中で被ばくを最小限に抑えるよう必要な措置をせず、作業を続けさせたのは労働安全衛生法違反として、福島県いわき市の元作業員男性が両社を同県富岡労働基準監督署に申し立てた。下請け会社に所属していた男性は、昨年3月24日、3号機タービン建屋内で電源ケーブルを敷設する作業に従事、危険はない程度の線量だと聞いていたが、実際には建屋地下には大量の高濃度汚染水がたまり線量も高かった。東電社員らの作業班は3号機地下で毎時400msvの放射線量を計測したため撤退、男性のグループは作業継続を指示された。男性は汚染水につかる作業は拒否したが11msv超を被ばくした。6人の作業員のうち、脚が汚染水につかった3人の被ばく線量は、この1回の作業で173~180msv。

- 11/2 旧社会保険庁の廃止時に、分限免職とされた香川県丸亀市の元職員綾信貴さんが、過労によるうつ病で公務災害に認定された。厚生労働省への転任を希望していたが、うつ病で休職中に厚労省の面接を受けさせられ採用されず分限免職になった。認定は10月22日。「うつによる休職中の面接で低評価を受けた。公務災害と認められ分限免職は取り消されるべき」としている。

- 11/7 27歳の長男がくも膜下出血で死亡したのは半年前の2000年3月に退職したレンタルビデオ店運営会社社での過重労働が原因として、母親が労災認定を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は、訴えを認め一審判決を取り消し請求を棄却した。裁判長は「過重な勤務実態はあったが、働いていない期間に疲労は徐々に解消したと考えられ、因果関係は認められない」と判断した。

- 11/8 西濃運輸の神奈川県内の支店に勤めていた男性が自殺したのは過労が原因と、両親が同社に約8123万円の賠償を求め横浜地裁に提訴。今年4月労働基準監督署は過労自殺として労災認定。男性は荷物管理やクレーム対応などを担当。うつ病を患い会社への不満をつづた遺書を残して10年12月31日に自殺した。労基署は自殺した月の時間外労働を約98時間と認定していた。

中部電力浜岡原発で保守点検作業に従事していた作業員の男性が中皮腫で死亡し遺族3人が中部電など3社に約7600万円の損害賠償を求めた

訴訟の東京高裁控訴審で、中部電の子会社で保守点検会社の中部プラントサービスと下請けの太平電業が計約4800万円を支払う和解が成立。

- 11/14 スカイマークの機長だったオーストラリア人男性が安全上の理由で運航を拒否したところ、違法に解雇されたなどと同社側に未払い賃金など計約3000万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は同社側に計約1900万円の賠償を命じる判決を言い渡した。元機長は2010年2月、羽田発福岡行き運航便の離陸前、喉を痛めて声が出ない客室乗務員の交代を同社に求めたが断られたため、運航を拒否。同社は機長を代えて運航し元機長の出向契約を解除し、出向元元機長を解雇させた。

- 11/19 外国人研修技能実習制度で来日した中国人のショウ曉東さんが急性心不全で死亡し、妻らが勤務先の金属加工会社フジ電化工業(茨城県)と受け入れ団体に損害賠償を請求した訴訟は水戸地裁で和解が成立。外国人研修生や実習生の過労死をめぐる全国初の訴訟。ショウさんは05年に来日しフジ電化工業の金属部品メッキ処理工場に勤務。月平均約100時間、多い月は180時間の残業を続け、08年6月社員寮で就寝中に心不全で死亡した。鹿嶋労働基準監督署が10年11月労災認定し遺族が11年3月に提訴した。

- 11/24 バングラデシュの首都ダッカ近郊の衣料品工場で火災が発生し、少なくとも120人が死亡した。9階建ての工場が焼失。工場の中には数百人の工場労働者が閉じ込められた。労働者のほとんどは女性。

- 11/28 自動車部品などの製造過程で発生したアスベスト粉じんを吸引して病気を患い死亡したなどとして、元従業員と遺族ら14人が、「曙ブレーキ工業」を相手に計約4億6000万円の損害賠償を求める訴訟をさいたま地裁に起こした。

厚生労働省はアスベストによる労災が認められた従業員が11年度に出た936の事業所名を公表。今回、石綿肺のために労災保険法による労災認定者が出た事業所を初めて公表し、その数は65事業所だった。前年度より50事業所多く初公表は697事業所。個人事業主のため非公表の3人を含め、68人の労災認定者が石綿肺と分かった。うち複数の認定があったのは「ニチアス王寺工場」(3人)や「曙ブレーキ羽生製造」(2人)などだった。

- 11/29 従業員が過労死などで労災認定された企業名を不開示とした国の決定は違法として、「全国過労死を考える家族の会」の寺西笑子代表が開示を求めた訴訟の控訴審で、大阪高裁は国に開示を命じた1審大阪地裁判決を取り消し不開示は適法として原告の請求を棄却した。

横浜市の電気通信設備会社で働いていた男性が05年に自殺したのは過労が原因として、両親が遺族補償を不支給とした横浜西労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は労災と判断した。裁判長は男性は自殺の前に適応障害を発病し1か月間の時間外労働は177時間近い「極度の長時間労働」だったと指摘。ケーブル関連工事のトラブルや帰宅途中の交通事故などもあり心理的負担は強かったとして、自殺は業務に起因すると認定した。